

平成30年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月14日

○出席議員 15人

1番 藤本 治 君	3番 久我 恵子 君	4番 鈴木 克己 君
5番 磯野 典正 君	6番 照川 由美子 君	7番 戸坂 健一 君
8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君	10番 末吉 定夫 君
11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君	13番 岩瀬 洋男 君
14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君	16番 寺尾 重雄 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽 込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 植村 仁 君
介護健康課長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 吉清 佳明 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 神 戸 哲也 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 岡 安和彦 君
社会教育課長 長 田 悟 君	水 道 課 長 大 野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 事 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

平成30年6月14日（木） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は15人で、定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 皆さん、おはようございます。本日の一般質問のトップバッターを務めます、会派、新政みらいの戸坂と申します。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問のテーマは、大きく分けて2点です。1つはジオツーリズムの活用と推進について、もう一つは、勝浦市消防団条例の改正について、それぞれ項目を分けて質問をいたします。

まず1つ目、ジオツーリズムの活用と推進について伺います。

近年、ジオツーリズムが脚光を浴びています。ジオとは地形や地質を意味しており、また、ツーリズムは観光を意味します。ジオツーリズムは、そのまま訳せば地形や地質を楽しむことを目的とする旅行ということになります。しかし、ジオツーリズムは単に地形や地質を見学するだけの旅行ではありません。地域の地学的な歴史や地質現象などがわかる大地の遺産を訪ねて、その土地の成り立ちや、古い時代の生き物と環境との関係、その地域の文化的な足跡などを学ぶ観光旅行ということでありまして、近年、訪日外国人の間でも大変注目されている旅行の形態の一つです。

そしてもう一つ、ジオパークという言葉もあります。ジオパークとは、大地、地球（ジオ）と、公園（パーク）を組み合わせた言葉で、大地の公園を意味し、地球の歴史や地質を学び、その地域の来歴を含め学び楽しむことができる場所をいいます。

2018年4月現在、日本には、日本ジオパーク委員会が認定した日本ジオパークが43地域ございます。そのうちの9地域がユネスコ世界ジオパークにも認定をされています。日本ジオパークに認定された地域では、その地域の地質的特性を生かしたジオツーリズムを観光の核に据え、遊びと学びが一体になったような知的好奇心を満たすジオツアーの企画、ジオツアーガイドの育成や各種案内の充実、地質の特色を生かした学びや商品開発、ジオパーク委員会を通じた観光誘致などを実施し、その多くの地域で観光客数の増加に成功しています。また、日本ジオパークに既に登録されている地域のほかにも、さまざまな自治体や地域がジオパーク認定を目指し活動しています。千葉県では、唯一、屏風ヶ浦などを含む銚子ジオパークが、2012年に認定を受けているところです。

先ほども申し上げたとおり、特に訪日外国人の間でジオパークやジオツーリズムは大変人気となっており、今後、勝浦市の観光、特にインバウンドを考えたときに、非常に大きな可能性を感じております。ここ勝浦市には、地質学的に大変貴重なボラの鼻、黒滝不整合と言われる地層や、守谷の海蝕洞穴群、八幡岬公園近辺の特異な地形、また、今年冬に鵜原の理想郷で発見された縄文遺跡など、ジオツーリズムに適した、地学的に大変貴重な地形がたくさんあります。

特に、吉尾地区にある、通常ボラの鼻と呼ばれる黒滝不整合という地形は、日本列島の成り立ちに大きく関係した300万年前の地質学的大事件の証拠とも言えるものであり、昨年夏に放映された「NHKスペシャル 日本列島誕生ジオジャパン」の中でも大変大きく取り上げられ、ジオツーリズム関係者の間で大変大きな関心が寄せられております。

このように、勝浦市には、地学上、日本でも有数の貴重な地形や地層が集中しており、千葉県で唯一ジオパークに認定された銚子にも引けをとりません。これまで余り注目されてこなかった、これらの貴重な地学的な財産を勝浦市の新たな観光資源として活用することは、勝浦市にとって大きな観光地の魅力アップにつながります。

これらの地形や地質を観光資源として取り組み、各種ツアーやオリジナル商品、他市町村と一線を画した知的な観光旅行の実施などが可能となり、地元にとっては大きな可能性となり得ます。

そこで、まず行政として、勝浦市のジオツーリズムにどれだけ関心があるか、これまでの取り組みや今後の展望などについて伺いたいと思います。そこで質問をいたします。

まず1点目、日本ジオパークネットワーク加盟認定に向けた取り組みについて。勝浦市として、大きな観光地魅力アップにつながるジオパーク認定に向け、情報収集を図り、認定を目指してはどうかと考えます。ジオツーリズムの活用についての市のお考えを伺います。

2点目、ジオツーリズムの活用に向けた研究会・講演会の実施について伺います。ジオツーリズムの活用に向けては、市民だけでなく、市職員、また我々議員、観光関係者等々が一体となってジオツーリズムについて理解を深め、観光行政における活用方法を学び研究する必要があります。そこで、勝浦市でジオパークあるいはジオツーリズムを認定、活用することについて、行政としてジオツーリズム研究、また、市民に向けた講演会などの実施、ジオツーリズムの活用に向けた機運を醸成する必要があると思いますが、市のお考えをお聞かせください。

次に、大きく分けて2つ目の質問に移ります。勝浦市消防団条例の改正についてであります。

現在、勝浦市消防団条例によれば、その定員は、第6条により消防団員の定数は423人とする定められています。しかし、近年、少子高齢化などによる人口減により、地域防災のかなめである消防団の活動は年々厳しさを増しております。特に定員割れは大きな問題であり、前回の議会の中でも、団員の安定的な確保を図るため消防団員となることができる者の要件を緩和するための条例改正が行われたばかりであります。

現在、定員確保のために団員一同さまざまな努力をしておりますが、新入団員の確保は非常に厳しく、また、団員の高齢化も歯どめがかかりません。新たな定数というものを考えてもいい時期に来ていると考えます。勝浦市消防団の、より充実した活動を担保するためにも、勝浦市の実情にあわせた、そして時代に即した消防団のあり方を模索し、そのために勝浦市消防団条例の改正を図っていくべきと考えます。そこで質問をいたします。

まず1点目、勝浦市消防団条例の定員見直しについて。条例6条で規定されている勝浦市消防団条例中の定員について、その適正人数について調査研究の上、勝浦市の現況と時代に即した組織体制にすべく、新たな定数を定めるべきではと考えますが、市のお考えはいかがでしょうか。

2点目、消防団サポート制度の導入について。さきの一般質問でも提案させていただきました消防団サポート制度について伺います。消防団活動を地域ぐるみで応援していく消防団員サポート制度を導入する自治体が増えております。消防団員へのサポート制度は、勝浦市消防団条例に抵触する可能性があることから、調査、検討していきたいとお答えをいただきましたが、全国の同様の事例を研究したところ、消防団条例に抵触しないよう条例を改正するところもありました。より時代に即した消防団とすべく、消防団サポート制度も視野に入れた条例改正を行うべきではと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの戸坂議員の一般質問に対してお答え申し上げます。私のほうは、勝浦市の消防団条例の改正について、ご答弁させていただきます。

1点目の定員の見直しについてでございますが、平成25年に分団数を11分団から6分団に変更したことに伴い、団本部を含めた全体の定員423人は変わりませんが、各分団の定員合計を408人から393人に見直したところであります。定員の見直しにつきましては、人口減少などによる団員の確保が非常に厳しい状況とは認識しておりますが、消防団における管轄区域は変わらないことから、安易に定員を減らすことは慎重に対応しなければならない問題と考えております。このため、定員の見直しにつきましては、消防団本部や勝浦消防署及び消防委員会等に意見等聞きながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の消防団サポート制度の導入についてであります。この制度は全国的に見ますと、平成28年から徐々に実施している自治体が増えております。この背景には、平成27年12月22日に総務省消防庁の諮問機関であります消防審議会において、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」がなされ、その中で、「消防団員及びその家族に、消防団活動が地域全体から応援・感謝されているということが感じられ、誇りを持ってもらえるようにすることが重要であり、中でも、消防団活動を行うことに対する具体的なメリットを感じてもらえるような取り組みが有効である。例えば、消防団員に対してカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員に対する優遇措置等を講じる「消防団応援の店」の取り組みを実施している地方公共団体の事例の展開が望まれる」と答申されております。

しかしながら、消防団員は、非常勤特別職の公務員であることから、禁止行為とされている金品等の提供など法律面の整備はなされていないことから、市といたしましては、禁止行為とならないようなサポートを検討してまいりたいと考えています。

なお、市内各区におきましては、日ごろの消防団活動に対して消防団各班に活動費等が支給されていると伺っておりますので、このようなことも消防団活動を地域ぐるみで応援していく取り組みと思われます。

また、市といたしましても、消防団活動をより広報することや、防災訓練等への消防団の積

極的な関与など、市民の消防団に対する認知度の向上や理解を深めることで消防団活動を側面からサポートするとともに、消防団員の地位向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関するご質問については、教育長から答弁がございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） おはようございます。ただいまの戸坂議員のご質問にお答えいたします。

ジオツーリズムの活用・推進についてであります。

1点目の日本ジオパークネットワーク加盟認定に向けた取り組みについてであります。議員ご説明あったとおり、ジオパークとは、地球、大地と公園を組み合わせた言葉で、大地の公園を意味するとのことでもあります。地球科学的に価値の高い地質・地形のある自然遺産を保護・保全し、教育や防災活動、ジオツーリズムなどを活用することにより、地域の持続可能な発展を目指す仕組みを構築することを目的とすると考えられておるところであります。

本市における地質・地形につきましては、議員からもご説明ありましたが、千葉県立中央博物館のホームページでの中央博デジタルミュージアム、房総ジオツアー、「上総丘陵 地質・地形をめぐる」の中で、吉尾地先の黒滝層の削り込みや、ボラの鼻、八幡岬の勝浦層のスランプ構造、このスランプ構造というのは、水底の地滑りによってできた地層の変形構造のことと言われておりますが、そういったものが紹介されています。

吉尾漁港東方の海蝕崖（波の激しい浸食によってできた崖）に露出するボラの鼻は、約260万年前以降に形成された上総層群の最下部の黒滝層と約300万年前に形成された三浦層群と清澄層に重なっており、黒滝層は上総層群が堆積した海底谷であると考えられております。海底谷とは、海底に発達する谷地形であり、大陸棚から数千メートルの深海底にまで達し、陸上の堆積物を深海まで運搬し、末端に海底扇状地を形成するとされており、清澄層と黒滝層の不整合関係は、黒滝不整合と呼ばれ、地質学的に大変有名な場所であるとのことでもあります。

八幡岬の海蝕崖は、砂と泥が互いに重なったやわらかい地層の勝浦層からなり、崩れやすく侵食も激しいものとなっておりますが、これらは、勝浦市のリアス海岸のすばらしい自然景観を形成しております。

ほかにも、守谷海岸の海蝕崖では、天津層からなり、泥岩と玄武岩質マグマ由来の黑色火山灰層であるスコリア層との互層の縞模様が特徴的であり、スコリア層は泥岩よりも侵食に強いため、のこぎりの歯のように突出している様子が伺えます。

また、守谷海蝕洞穴群は、守谷湾西側の岬の先端近くに隆起した岩礁が幾つかありますが、そこでできた海蝕洞窟であります。これは3基あり、その一つは保存状態がよく、遺跡からは、縄文時代から中世までのものと見られる土器、人骨、中世陶器などが出土しています。

さらに、最近では、鵜原理想郷の幸せの鐘付近で縄文時代前期の土器片が発見され、平成30年3月14日、千葉県教育委員会より、埋蔵文化財包蔵地「鵜原手弱女平遺跡」として決定されています。

これらの優れた地形・地質遺産等は、ジオパークとしての見学場所となるジオサイトとしての潜在的な可能性を十分備えていると考えます。

また、日本ジオパークネットワークの概要についてであります。これも説明あったとおり、

正会員は43地域、34都道府県、151市町村、準会員は18地域、5都道府県、60市町村であり、そのうち千葉県では銚子市が正会員として認定されています。

次に、加盟認定の申請ができる要件ではありますが、既に日本ジオパークネットワークに準会員として加盟しており、優れた地形・地質遺産を持つ地域で、ジオパークを運営する組織・体制が確立されており、地質や地形に関する保全・研究・教育普及活動やジオツアーを既に行っている地域とされています。

このような要件から、直ちに日本ジオパークネットワークの加盟申請は困難ではありますが、今後、優れた地形・地質遺産等を観光、教育、研究資源としてどのように活用できるのか、どのような保全が必要であるのか等をまずは検討してまいりたいと考えます。

2点目のジオツーリズムの活用に向けた研究会・講演会の実施についてではありますが、観光や経済活動の基盤形成という側面もありますので、関係各課とともに検討してまいりたいと考えます。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。よろしくお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは、まず1点目、日本ジオパークネットワーク加盟認定に向けた取り組みについて、再質問をいたします。教育長から大変詳細なご説明をいただきました。大変ありがたく、また、素晴らしいことだと感じております。勝浦市の行政として、勝浦市の地層的、地学的な特徴に対して、ご関心をここまでの確に捉えていただいたということに、まず感謝をいたします。

実は、私もこの一般質問の準備をするまで、ジオパークについては、ほとんど知りませんでした。ただ、観光協会とお話をする中で、実は吉尾地区に素晴らしいジオツーリズムの対象があるんだよということで、ボラの鼻という場所を見学をさせていただきました。教育長からも大変詳細な説明をいただいたんですが、概略を申しますと、300万年ほど前にフィリピン海プレートと太平洋プレートがぶつかって、フィリピン海プレートが流れを変えて日本列島のほうに曲がった、その曲がったことによって日本列島とぶつかって隆起した部分だということだと思います。その隆起によって、当時海底であったボラの鼻が見えるところに上ってきたということで、日本列島の中でも千葉県が一番新しく大地になったところということでございますので、そうした貴重な証拠が目の当たりにできるということでもあります。ですから、意外と、観光協会の方にお話を聞くと、ここを目当てに来ている方も多いと伺いました。これは、実は勝浦市民の方もほとんど知らないことなんじゃないかと思います。しかし、こうした貴重な財産があるということを改めて知って、これはぜひ勝浦市の観光行政にも生かしていくべきではないかということで質問をさせていただいた次第です。

そこで、このジオツーリズムについて考えるときに、そもそもが観光というものが前提になるかと思います。勝浦市の観光協会も一般社団法人となりまして、新しい観光資源の開発に取り組んでいただいておりますが、新しい観光資源や観光商品の開発といっても、なかなか難しいところがあります。しかし、ジオツーリズムということで考えたときに、この勝浦にしかない特殊な地形・地層がたくさんあるものですから、これは勝浦市の独自性が出せると思います。教育長の答弁にもあったように、勝浦市にはさまざまなジオツーリズム的な魅力がありますが、お伺いしたいのは、今後、観光商工課として、ジオツーリズムの活用についてどのよう

にお考えか、お聞かせいただければと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。先ほどの教育長の答弁、さらに戸坂議員のご質問の中にありましたとおり、本市には、ここでしか見ることができない希少価値を持った優れた地形・地質がございます。これらを観光資源としてうまく活用することができれば、本市の観光地としてのさらなる魅力アップにつながると考えております。ただ、ボラの鼻、黒滝不整合につきましては、陸地伝いに現地に行くことは決して簡単なことではないと考えています。それで、観光面での活用につきましては、お客様をどのように現地まで誘導すればよいのかというあたりが今後の検討課題であると考えております。

この課題解決につきましては、観光関係者、観光協会と関係者団体と連携をして、観光面での活用を検討してまいりたいと考えております。その前段といたしまして、観光関係者などと今月末にボラの鼻の現地視察を実施しまして、ボラの鼻に対しての理解を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 早速現地視察をしていただけるということで、本当にありがとうございます。すばらしいと思います。改めてですけれども、ジオツーリズムの対象としての勝浦市は本当にすばらしいものがあります。八幡岬についても先ほど教育長からご答弁がありましたが、私も、観光地というか、観光の対象として八幡岬は何度も散歩に行ったりな眺めたりはしております。眺めのいい崖ということで今まで見ておりましたが、これもジオツーリズムで考えると、先ほどご説明あったとおり、大規模なスランプ層があって、非常に珍しい地形で、それが勝浦市のリアス式海岸と組み合わせあって、本当にここでしか見られない風景があるということです。これは観光客にとってみれば、ただの眺めのいい崖ではなくて、そうした歴史的な、地学的な特徴がある場所ということに一気に生まれ変わりますので、こうしたことも含めて、これまで勝浦市にとって当たり前だった観光資源が生まれ変わる可能性を秘めています。そこにストーリーが生まれるわけなので、さまざまな商品開発やツアー開拓にも結びつくと考えています。

そういったことを考えたときに、先ほどのボラの鼻にしても、実は勝浦だけではなくて、近隣の大多喜等々にもつながっている部分があります。残念ながら、勝浦市のボラの鼻のようにすぐ見られる場所にはありませんが、隠れた財産としては、近隣の市町村にもそうした地学的な特徴は、勝浦ほどではないにしろ、散らばっているということで、今後、広域的に、もちろん既にある銚子のジオパークも前提とはなりますが、近隣の市町村と連携し合って、勝浦から呼びかけて、一つの大きなジオパークとして観光的に協力し合っていくことも可能ではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。本市には、ボラの鼻、さらに八幡岬公園、守谷等の地形・地質が優れたところがございますけれども、勝浦市の近隣を眺めてみますと、市原市では、近ごろ有名な、磁場逆転現象の地層が確認できますチバニアン等の地質的な価値を持った場所がございます。現在、広域的連携による観光振興を、市原市、夷隅郡市、長生郡市で行う中房総観光推進ネットワーク協議会を組織して、その観光の振興を展開しているところでございますけれども、この枠組みの中で広域的なジオツーリズムの推進を検討していくとともに

に、そのほかの広域的な連携による観光振興を実施する際に、積極的にジオツーリズムの推進を各関係自治体、関係団体に呼びかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 続いて、ジオツーリズムについて、もう一点伺います。ジオツーリズムの今後の拠点として一つ考えられるところに、鵜原理想郷の縄文遺跡というものがあります。今年の1月に地元の方によって発見をされて、3月に千葉県の方で埋蔵文化財ということで遺跡に認定をされたということですが、私も何度か散歩に行って、先週の日曜日にも少し現地を見てきたんですけども、地層の間に縄文土器が見えている状態で、そのままあるんですね。地層に埋まっている状態で縄文土器を見られる場所というのは、恐らく日本にはまだまだそんなにないから、非常に珍しい、楽しいというか、考え方をえれば観光地としての魅力アップにつながる珍しい地形だと思いますが、一方で、千葉県の方で文化財に認定されたということで、今後、この場所の保護活動というか、今は見える状態で、小学生でも手で取っちゃうと、その土器が取れちゃうような状況にあると思いますので、文化財としてそれをどのように保護していくのかということと、観光資源としてそれをどのように活用していくのかということで、まず、文化財として今後どのような方向で保護をしていくのか、勝浦市のほうでお考えがあればお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。長田社会教育課長。

○社会教育課長（長田 悟君） お答えします。先ほど申しました鵜原手弱女平遺跡ということでございますが、これにつきましては文化財包蔵地という形で決定されております。その包蔵地というものにつきましては、その土地をむやみに開発をすることはできないという形の規制もかかっております。こういうものからしまして、千葉県の教育委員会等と協議しながら進めていかなければいけないと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。理想郷の手弱女平の土器につきましては、文化財としての保護の行方を注視しながら観光の活用法を考えていかなければいけないと思っております。ですので、理想郷のその土器片に限らず、先ほど来出ております八幡岬公園や官軍塚からその地層、地形が確認できる部分もあります。その宣伝につきまして、必要に応じて案内板等を設置することによって、そこに訪れた方に地形の理解を深めてもらうとともに、パンフレット等に掲示することによって、皆さんにご紹介していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） この大変貴重な遺跡については、天然記念物のミヤコタナゴの保護と重なる部分があるんですが、余り公にしてしまうと、興味ある方が来て、心ない方によって奪われてしまうということも十分考えられます。という観点に立つと、やはり文化財としてしっかり守らなきゃいけないと思うんですが、一方で、先ほど言ったように、勝浦市のジオツーリズムの一つの拠点となるべき大変貴重な財産でもあります。この辺については県あるいは国のほうとしっかり協議をして、この観光資源を目に見える形で生かせるように、例えば発掘して博物館におさめてしまうということであれば、それはもうジオツーリズムの場所としては余り意味がなくなってしまうので、可能かどうか分かりませんが、例えば、その部分だけ見えるよう

にアクリルで覆って見るとか、いろいろな活用方法はあると思いますので、国、県と十分協議を図った上で、これを勝浦市の観光資源として生かせるように研究、検討をしていただきたいと思います。こちらについてはご答弁は結構です。

次の質問であります、このジオツーリズムの対象というか、先ほど教育長からご説明もありましたジオパークの認定についてです。ご説明あったとおり、今この日本ジオパークネットワークが認定している日本ジオパークの認定というのは非常に厳しいです。先ほどのご説明に加えて申せば、もし勝浦市がジオパークになるためには、勝浦市民全体がジオツーリズムについてしっかりと理解をして、地形や歴史遺産を把握して活用していること、また、ジオパークネットワークに準会員として加入をしていること、そして、素晴らしい資産を持つ地域で、加えて、そのジオパークを運営する組織体制が確立をされていることだそうです。

加えて、最近の審査に当たってはさらに審査が厳しくなっているようで、先ほどの3つに加えて、既にガイド養成を行っていてガイドが活躍をし始めていること、また、ツアーが販売されていること、看板等にもうジオパーク構想の構想をすぐとれるぐらい看板がたくさんあること、また、ジオ弁当とか、ジオランチとか、そういった商工業にも浸透していることというふうな、加えてのいろいろな条件があるようです。

確かに、これだけ聞くと本当に難しいかなと思うんですが、その前提となるジオツーリズムの対象のジオパーク、ジオサイトは勝浦市にはたくさんあるということを、まず執行部の皆さん、また同僚議員の皆さんに知っていただきたい。また、この議会の議事録を読んだ市民の方にも知っていただきたいということでもあります。ほかの市町村には、これが欲しくてもない地域がほとんどということでもあります。こうした勝浦市の貴重な財産をしっかりと取り入れて、より充実した観光行政に生かしていただきたいというところでもあります。

質問ではなくなってしまうんですけども、市長は先日の議員の一般質問のご答弁の中でも、観光とはまさに光を当てるところだということで、隠れた場所に光を当てて、そこを見ていただくことだというふうにおっしゃっていただきました。つまり、この地域に隠れた財産にしっかりと光を当てて見詰め直すということが大事だというお話をさせていただいたんだと思います。勝浦市の地形や地層は日本有数の大変貴重な観光資源でありながら、これまで余り日の目を見ていなかったところでもあります。ここでしっかり光を当てて勝浦市の新たな観光資源として、みんなで一体となって磨き上げていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

続いての消防に関する質問に移ります。

まず、勝浦市の消防団条例の中の第6条の定数の部分の改正についてでありますけれども、質問の1点目として、現在423人となっている定数の根拠というものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。根拠につきましては、消防団につきましては、6分団、30班あります。平成25年の11分団から6分団に分団数は減りましたが、班数、30班は変わっておりません。その中で、各班で持っているポンプ車、また小型積載、いわゆる可搬車ですけれども、それらの操作に必要な人員等を勘案して、プラス団本部の人員を含めた形になっております。

具体的に申し上げますと、ポンプ車に必要な人員と申しますのは、14人を一応想定しております。

す。この14人というのは、ホース1口につき3人、予備が3人、ポンプ車についてはホース口が2口ございますので、プラス操作員、プラス班長ということで、14人。積載車のほうの人員は9人でございます。これにつきましてはホース口は1つでございまして、ホース口1つにつき4人、プラス予備人員が4人、プラス班長ということで、9人。以上を各班のポンプ車、積載車等に当てはめ定員、プラス予備人員というのが当然ありますので、それを加味した形で423人を出しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 詳細な説明をいただきました。この消防団員の定数については、先ほどご答弁の中にもあったとおり、総務省消防庁の消防力の整備指針というものがあまして、それが根拠になっているのではと思います。この消防指針を見ますと、旧38条のほうでは、確かに、「消防団は次の各号に掲げる業務を行うものとする」という条文の中に、第2項として、「消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数とする」の最初のところに、「消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに、第29条第1項及び第2項に規定する消防隊の隊員の数を加えるものとする。加えて、その地域の大規模な災害時における必要な人数等々も含めて割り出すべき」と書いてあります。しかしながら、平成26年に、消防力の整備指針というものが全面改正をされたというふうになっております。その改正後の条文を見ますと、旧38条が36条になっているわけですが、改正後に関しては、その消防団における人員の総数というもののに関しての……

〔地震発生のため中断〕

○議長（岩瀬洋男君） 発言の途中ですけれども、確認のために暫時休憩させていただきます。しばらくお待ちください。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸坂議員、質問の途中でございます。続けていただきたいと思います。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 大変大きく感じた地震であります。震度2ということで、今回は大丈夫だったということで、安心しまし。しかし、報道で、3日前に、千葉県東方沖の海底の岩盤が6センチずれたという報道もありました。引き続き、行政の方も、我々も、地震に対して警戒を強めなければならないと感じます。

質問の続きであります。消防団条例の根拠についてでありました。ご答弁で根拠についてお話しいただいたんですが、その根拠となるポンプ車等々の必要な人数ということは、平成26年の消防団の指針によって削除されておるというところまで話をさせていただきました。その削除をされて、では、今後その対策をどうするかというところで記載がございます。市町村ごとに、条例定数や地域性、歴史的背景などの地域における実情を踏まえて必要と認める消防団員数を目標数とすることが適当と考える。とはいえ、それは非常に難しいことですので、なお、市町村の人口等による一定の算式を示し、当該算式によって算出された目標数の目安として考慮できるようにしてはどうかということが、この答申の中で書かれております。

その算式が公表されておりましたので、少しそれに基づいて勝浦市に当てはめるとどうなる

かというものを計算をしてみました。非常に複雑な算式となっておりますので、実は私、高校時代、数学は赤点しか取ったことがありませんので、正しいかどうかかわからないですけれども、非常に複雑な算式が公表されております。消防団の適正人数を出すための算式であります、これに勝浦市を当てはめてみますと、勝浦市の人口1万8,000人、人口密度を180で考えた場合の数値です。この消防団員数の人口区分数の適正数というものをこの算式に当てはめて出しますと、勝浦市の場合、恐らく346もしくは350ぐらいになるのかなという感じがいたします。

加えて、密度補正という数式もあります。勝浦市は市域が94と非常に広いので、その密度補正を掛けた場合に、やはり計算式に当てはめていくと、その密度補正が約20弱ということになるかと思っておりますので、勝浦市の人口を1万8,000人と仮定した場合は、この算式によれば適正人数は366もしくは370程度になるのかなと思います。

総務省のほうでも、こうした指針あるいは算式を出しておりますので、ポンプ車の台数等々によらず、また、ポンプ車の台数に関しては、各団員の操法の習熟度によって、短縮というか、人数を減らせるものではないかと思っております。そうしたことから、今後の勝浦市の消防団条例の適正な団員数の人数というものは370名程度になるのではないかと思います、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。確かに議員おっしゃるとおり、人口割、人口密度的にいきいますと、今言った370人というのが適正ではなかろうかというのは理解はいたしております。ただし、先ほどおっしゃいましたように、これは特別な地域性とか、歴史的な背景等々も含めた中で決めていくのが望ましいということもありますので、安易に人口割とかそういった形で算出するのではなく、今言った地域性、歴史的背景も含めて、今後まず消防団本部等にそういう意見もいろいろお聞きしながら、定数は慎重に決めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ぜひとも慎重に検討、研究を重ねていただきたいと思っております。いずれにしても、先ほどの消防団の消防力の整備指針の中でも、第1条の中で、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない、代替性のない存在というふうに消防団は定義されております。これは、改正前の条文ではなかった文であります。それだけ国としても消防団という組織の大切さというのは重々わかった上で、ただ、全国の定数・定員割れの問題も踏まえた上で、苦肉の策としてこういう算式を出してきたものだと思います。現状、私も浜勝浦消防団に属しておりますが、定数・定員割れの状況にあります。今後人口が減っていく中で、この定数を維持していくためにどうするかということはもちろん大事なんです、勝浦市の実情に合った消防団活動をするために、より強い消防団であるためにどのぐらいの人数が適正なのかということは、これはもう今すぐにも議論をして、ある程度の結論を出さなければならないと思います。班、各分団をある程度統合というか、見詰め直して、その変の定数を考え直したというのは非常に大きな意義があると思いますが、今後の勝浦市消防団の未来のあるべき姿を見据えて、しっかりと議論をしていただきたいと思います。ご答弁は結構です。

また、消防団サポート制度についても、少し時間がなくなりましたが、これも第27次消防審議会の中で、先ほどご答弁があったように、消防団協力事業表示制度等を活用しては

しいとありますので、この点についても引き続きご検討をいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木克己議員。

〔4番 鈴木克己君登壇〕

○4番（鈴木克己君） 皆さん、こんにちは。また今日も傍聴いただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

私は、議員としての2期目も3年が経過し、残すところ1年を切っております。これまでの間、市民の声を代弁するといった議員としての使命と自覚のもと、一般質問や質疑を自信を持って積極的に行ってまいりました。きれいごとだけの質問ではなく、時には市長との意見の相違もある中、また、私の考えに対し市長から批判も受けながら行ってきたことは、議員として当然あるべきものとの信念の上であります。今回の質問は、以前の質問事項の確認と、疑問の残る事項について、改めてお聞きいたします。

質問内容は、大きく2点です。その第1点目として、元行川小学校の活用について、2点目として、市遊休地の活用についてであります。2点とも浜行川区と大沢区に深く関係している問題であります。

この地域に関しましては、以前から市長が力を傾注し、勝浦市における地方創生の柱と位置づけ、一民間会社の開発事業に対し積極的に関与し、5月29日には議員全員説明会を開催、開発事業の進捗状況が事業者から説明されました。また、同日の市政協力員の会議、市政懇談会においても事業者から説明させるなど、市としての対応がございました。

私は、以前から勝浦市の急激な人口減少に関し強く関心を持つとともに、人口の減少はまちの活性化と市政、市の勢いに大きく影響するものであることから、人口減少に歯どめをかけるための対策は、やはり雇用の場の確保対策が第一であり、そのための行動を行うことが必要であると考えております。

このような状況下、昨年12月議会の一般質問において、平成28年度に策定された勝浦市公共施設等総合管理に関連し、閉鎖された施設として記載のある元小中学校等の今後の活用を含めた方針の具体化について質問したところ、市長答弁では、今後も地域コミュニティーへの利活用、防災機能を含めた施設の利活用等に加え、施設の条件によっては、民間事業者への貸与や取り壊しを検討したいとのことでありました。

その中で、障害者福祉の問題とも関連し、平成29年11月2日付で特別老人ホーム名木緑風苑を運営する社会福祉法人知心会から、元行川小学校を活用した障害者福祉事業の提案と、学校施設の借り受けに関しての要望書が提出されたことは周知のことと思います。

そして、そのことに対し、提案のあった内容の確認と元行川小学校施設の貸与に関して、市の見解について質問したところでありますが、その時点の答弁では、必ず来る地震、先ほど参りましたが、必ず来る地震と津波対応での避難所のあり方としての問題があり、その対応次第では地元区長とも協議して結論を出したいとのことでありましたが、その後は何ら市の対応が

不透明なまま、平成30年4月12日付で貸与できない旨の通知があったと知心会関係者の方から伺い、通知文書も確認したところでありますので、このことの確認を含め、以下のことについてお聞きいたします。

その1点目として、昨年11月の要望書の提出を受理した時点から、平成30年4月12日付で市長から社会福祉法人知心会理事長に対し回答するまでに至った一連の経過について、時系列で詳細に説明願いたい。

2点目として、大沢及び浜行川区に対し、元小学校の利用に関する要望内容等の説明はどのように行われたのか、また、両区の考えはどのようなものであったかを、お伺いいたします。

次に、3点目として、元行川小学校は、敷地及び建物が指定避難所並びに指定緊急避難場所とされていますが、現在の元校舎の状況では、ライフラインが寸断されていると同時に耐震性にも問題があり、避難所としての機能はないものと思います。市がこの建物等を今後も維持管理するのであれば、相当な予算も必要になりますが、今後どのように維持していく考えかお伺いいたします。

次に、大きな2点目として、市遊休地の活用についてお伺いします。

このことに関しましては、猿田市政になって初めての平成23年9月議会において、市が所有するまとまりのある遊休地について、その所在地、大まかな面積、土地取得の目的等と活用の方針についての一般質問をいたしました。それから7年が経過しておりますが、浜行川から大沢地先の約105万平米については、当初の答弁のとおり大規模太陽光発電施設の建設地として民間に貸与し計画が進行中であることは承知しております。そこで、この土地を含めた遊休地について、今後の対応等をお聞きします。

その1点目は、浜行川地先の約105万平米の主に山林である市有地については、平成27年7月6日に株式会社エジソンパワーと勝浦市長の間で地上権設定の契約が締結され、現在は株式会社タカラレーベンと株式会社エジソンパワーによる勝浦興津ソーラー合同会社で事業を実施している旨の説明を受けております。しかしながら、この事業に関しては、本年7月5日で契約から3年が経過することになり、契約書の中で事業に着手した時点から賃貸料が発生することとなり、本年度の市の当初予算の歳入には7月からの地代として750万円が計上されていますが、計画事業の進捗について、改めて説明を求めます。

次に、2点目の、関谷地先の総合運動公園用地として取得した7万5,000平米については、その活用について何度か議会でも取り上げられておりますが、23年時の答弁では運動公園以外の用途も含め活用について検討するとのことでしたが、その後どのような検討がされたのか、また、検討自体も凍結されているのか、お聞きします。

最後に3点目として、勝浦駅北口開発事業用地として取得した約17万4,000平米については、今後の発展のために必要な開発地区として大いなる可能性を秘めた地域であることから、民間での開発計画があれば協議検討するとのことでしたが、現状では何ら対応されていません。この土地に関しては、過去のバブル期の状況との背景があるものの、勝浦市としては、市の発展に大いに寄与する土地であると思うことから、民間の開発計画を待つのではなく、積極的な対応を求めたいと思いますが、市の考えをお伺いします。

その中で、土地の価値を高め有効に活用するためには、まずは進入できる道路と排水路ともなる駅裏の河川についての問題解決を行うことが必要ではないかと思いますが、あわせてお考

えをお伺いします。

以上で、登壇による質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの鈴木議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、元行川小学校の活用について申し上げます。

1 点目の知心会から要望のあった元行川小学校の貸与について、貸与できない旨の回答するまでに至った経緯についてであります。平成29年10月3日に社会福祉法人知心会の関係者が来庁し、元行川小学校の跡地について、障害者就労支援施設として活用したいので、貸与願いたいとの申し出がありました。

その後、11月2日付で、貸与願いたい旨が記載された元勝浦市立行川小学校に関する要望書が提出されました。このため、11月13日及び22日の2回にわたり、庁内の市有地検討委員会を開催し、協議検討した結果、現在、指定避難所等で使用しているため、原則として貸与できないが、貸与後も災害時に長期的避難所等として使用できることや、施設の運営方法等について浜行川区及び大沢区の住民に説明し、合意を得ること等の諸条件を満たした場合は貸与することも可能とし、平成29年12月11日付で、知心会に回答したところであります。

その後、平成30年1月10日付で、その通知の諸条件に対する対応策等について、知心会から返答がありました。その内容につきましては、指定避難所や投票所としての機能確保や、建物の耐震補強工事以外の改修は法人側で行うこと、また、住民説明に関しては、地元住民に聞いたところ、まずは持ち主である市から説明が必要ではないかとの返答だったので、早いタイミングで地元説明の機会をいただきたいとのことであります。

これについて庁内で協議をしたところ、災害等が実際に発生した場合、就労施設として活用しているところを確実に指定避難所として長期間確保できるのか、また、地元住民の同意は法人みずからが行うこととしてさきに通知したものであり、市がまず説明することは考えていないことなど、疑問点があったことから、引き続き検討することといたしました。

しかしながら、その後、知心会から、事業許認可等の関係もあり、早急に貸与の可否について結論をもらいたいとの再度申し出がありましたことから、市において、地元区である大沢区、浜行川区の両区長と4月2日に面談し、以前、要望書が出されたときに、その要望内容について説明しておりましたので、それについての考えを確認したところ、両区長ともに、当該施設等については、地元住民の指定避難所等であることから、現状のままで、貸与しないよう要望する旨のお話がありましたことから、4月12日付で、地元区と協議した結果、貸与できないとの回答書を、知心会関係者の方と実際にお会いして、この結論に至った経緯を説明するとともに、当該文書をお渡しし、ご理解をいただいたところであります。

2 点目の大沢区、浜行川区に対する知心会からの要望内容等の説明と、それに対する両区の考えについてであります。市への知心会からの要望内容等に対する両区への説明は、両区の区長に、要望があった後に、その内容と、現在庁内で検討している旨をお話しさせていただきました。それに対する両区長の考えにつきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、現状のままで、貸与しないよう要望する旨のお話がありました。

3 点目の当該施設の今後の維持管理についてであります。当該施設につきましては、引き

続き、指定避難所及び投票所等で使用することとし、必要に応じて修繕等を行ってまいります。

次に、市有遊休地の活用について申し上げます。

1 点目の浜行川地先の太陽光発電施設計画の進捗状況についてであります。現在、勝浦興津ソーラー合同会社において、林地開発許可等の諸手続を進めており、それらがスムーズに行けば、現時点で7月中旬に許認可を取得し、8月中には着工できる見込みであるとの報告を受けております。

2 点目の関谷地先の総合運動公園用地として取得した土地活用の検討についてであります。当該用地につきましては、平成8年に勝浦市総合運動公園基本計画を策定しましたが、その後の市民のスポーツ、レクリエーションのニーズの変化や東日本大震災を踏まえた津波災害時の避難場所としての機能を含め、計画の見直しを図ることとし、平成25年に、勝浦市総合運動公園修正基本計画を策定しました。

この計画見直しに当たっては、1つとして多目的グラウンドとする案、2つとして野球場とする案、そして、多目的広場とする案の3ケースの提案があり、総合的に比較評価をした結果、多目的グラウンドとする案が最適案として推奨し、決定されました。

しかし、多目的グラウンドとする案の概算工事費については、敷地造成工事約9億円、排水施設工事約6億円、広場・園路工事約5億円、電気・給水工事約2億円、その他の工事として約6億円、合計約28億円と算定されました。このように多額の工事費となることから、この用地に総合運動公園を建設することを当面見送っている状況であります。

3 点目の勝浦駅北口開発事業用地の活用についてであります。当該用地につきましては、現在まで有効な利活用について検討してきましたが、いまだ決定には至っていないところであります。

昨年度においては、国土交通省が主催した、「官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォームサウンディング」の案件募集に「勝浦駅周辺の市有地の土地利活用」として応募し、民間事業者との意見交換をしたところであります。

その中で事業者からは、現状のままで利活用は難しいのではないか、また、造成するにも費用が多額になると思われるので、なかなか民間事業者の参入は厳しいと思う等の意見が出されたところであります。しかしながら、現在の厳しい財政状況の中では、市として確実に費用対効果が見込まれなければ、積極的に造成等を行うということは難しいものと考えております。

また、開発計画を誘引するための道路と排水路の整備についてであります。当該用地周辺には勝浦北駅前線、東西線、黒潮線という都市計画道路が計画されておりますが、財政的事情から整備がおくれている状況であります。

当該地に直接影響を及ぼすと思われる都市計画道路は、起点を国道297号沿いのニュー黒潮台団地中ほど、終点を市道勝浦荒川線沿い元勝浦有料道路高架下付近までの東西線であり、都市計画道路を含め道路整備を先行することは、当該用地の土地利用の選択肢を狭める可能性もあることから、開発計画と同時に進められることが望ましいと考えております。

以上のことから、具体的な開発計画がない段階での道路等整備は困難であると考えます。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） それでは、今日の質問はお昼をまたぐので、答弁がよければ午前中に終わり

たいと私は思っています。そんな中で、2回目の質問に入る前に、今日、千葉日報を読みましたら、いきなり、1面に、御宿町議会の大変な問題が出ていました。御宿町議会で昨日、否決事業、町長独断で実施、百条委員会を発議で設置したという内容です。そんな議会の対応が出ていました。ずうっと見ていましたら、非常にうれしい内容もありまして、社会面には、新酒、県内5店が金賞、お酒の好きな市長も見たかもしれませんけれども、県内5店のうち、勝浦市が2店、金賞に入っています。腰古井と東灘、先ほど観光の話が出ましたけれども、両方ともよく金賞を受けているんですけれども、こういうものが出てくるということは、やはり今は日本酒ブームでありますので、観光にも一役買うのではないかという期待を持てるので、情報だけ発信させていただきました。

それでは、順を追って、2回目の質問をさせていただきます。先ほど市長答弁がございました。大枠で、行川小学校の問題、それから土地の問題。市長答弁が、全てこれが正しければ、私はもう質問しません。そういう内容です。私の聞いているものと若干違うところがあるので、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

昨年10月に、知心会の役員の方が見えて、知心会としての考えを市長に話をされて、その後、11月2日付で、正式な要望書という形で出されています。その後に、1カ月後の12月10日には市から要望書に回答が出され、その後、年をまたいで1月10日に、市からの回答に対する知心会としての回答を出しました。そこから約3カ月間、いろいろやりとりあったと思いますけれども、3カ月あいて、4月12日に、市から貸与できないという内容のものでありました。

この貸与できないということにつきましては、ただいま市長答弁では、地元の区と協議をして、区長のほうから、現状のままでいてほしい、特にそれを貸与されると、今後何かあったときに使えなくなる可能性が大だということで、地元としては現状の対応でいてもらいたいということであることから、結果的には貸与できませんよということなんです。そうはいっても、地元は当然、このところ、市長は必ず地震と大津波は来るという判断のもとで今いろいろ行政運営をされていると思いますけれども、そういう中において、行川小学校がなくなって相当年数がたつ。昨年まではひな人形の保管所であったということで、私どもも知心会さんと一緒に現状確認をさせてもらいました。現状として、人形は今どのようなになっているのか、まずお聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答え申し上げます。元行川小学校に置いてあります人形の状態はというご質問でございますけれども、まず1階の部分ですけれども、普通教室が向かって左側に3つ並んでいるんですが、そこは全て人形はありません。昨年の5月、別のところに移動しました。それ以外につきましては、音楽室の棚に、一部人形が残っております。それから、元の校長室、放送室、給食を準備するエリアに人形が残っております。2階につきましては、まだ各教室、廊下等に人形が残っている状態でございます。試算でございますが、現在、収納ケースが3,600ケースほど残っている状態でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） この人形移動も、地元の区のほうから、両区長が、避難場所に指定されているところに人形を置いてもらっては、地元としては非常に困る。いざというときに使えないじゃないかという要望があったことによって移動してきたということは承知しています。現在、

お話があったとおりですけれども、あそこの建物を見ても、選挙のときには1階のホールを使っているようですけれども、あとは、いつ来るかわからないための対応の場所ですので、それはいつでも使えるようにしておくのがまず第一だと思います。

そういう中で、要望書が上がってから、市から回答した1回目の回答内容は、12月議会るときもお話ししましたが、要望書が11月に上がって、市からの回答は諸条件がつけられていまして、その条件をクリアすれば貸与も可能ですという内容でした。その条件というのは、まず、先ほど言った地震や津波等の際の避難場所として使用できること、また、災害により長期の避難が必要となった場合は、建物及び校庭を長期にわたり避難所として使用できること、2番目に選挙の投票所として使用できること、3番目には障害者就労施設の運営方法について、両区長と住民に説明し合意を得ること、そして、4番目の建物の改修については借り受け側が工事費を全額負担し施工することというような回答になっています。

それに対して知心会のほうは、年が明けて1月10日付で、諸条件に対しての知心会としての回答をしております。これは、さきの12月議会以降ですので、改めて若干お話しさせていただきますと、諸条件1については、まず、区長へ合い鍵を預け臨時対応はできるようにします。ホールを、1階エリアに関しては、開放できるような施設をつくります。2番目としては、非常食の備蓄スペースを拡大して、緊急時に利用できるスペースを確保しますということが、先ほどの地震関係に対する回答です。投票所としては、当日は運営を休み、投票所としての利用を可能にします。また、投票に係る荷物の搬入等の施設づくりは備品の保管スペースを確保した上で対応します。3点目の施設の運営方法について、ここは大事なところでしたが、市のほうからは地元の説明をしていただきたいということですが、回答としては、まずは、小学校及び校庭は市の所有物、公共的な財産ですから、知心会としては、市のほうから、こんな内容の要望が上がっているということについて地元の説明をしていただけないかという回答をした中で、そして早いタイミングで地元の説明の機会を知心会にいただきたいというふうな内容になっています。そして、建物改修については、基本的に借り受け側負担で考えていますということですが、その中で、先ほどあったことについて、1番、2番は当然ながら対応しないといけない。

3番の説明の問題ですけれども、知心会のほうは、説明の機会がなかったというか、市のほうは知心会に対して住民に説明して合意を得てくださいという通知を出しているんですが、知心会としては、先ほど言ったとおり、市の建物に対して、いきなり知心会が地元に入って、この建物を借りてこういう仕事をしたいということを言うよりも、まず市のほうに話をしてあるので、市のほうと同時にやりたいというふうなお願いをしたということを聞いております。

それについて、知心会が再三そういう説明の機会を与えてもらいたいというようなお願いを市にしていたそうですが、市は、少し待って、少し待ってが何回も続いて、結局は4月12日に、貸せませんという内容だったそうです。ですから、要望書を出したほうとしては、自分たちの行いたい事業、そこをどういうふうに使いたいのか、地元との協議も含めてやりたいということが、させてもらえなかったというのが1点ございますが、副市長はどのように両区と連絡をとっていたのかお聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。この件につきましては昨年の12月議会でも議員、ご質

問されまして、その後、私どもといたしましては、地元の浜行川区長、大沢区長に、議会こういう問題が出ています、質問がありました、また、知心会のほうから行川小学校の跡地を貸していただきたいと、それも障害者の就労支援施設として使いたいというお話をいたしました。ただ、それについては現在、市がこれから検討しますので、また詳しい話がわかりましたらお知らせしますということで、とりあえずは一報は入れました。

その後、今議員がおっしゃいましたように、市のほうで、いろいろこういう条件をクリアした場合にはということで回答書を出しまして、それに伴いまして、1月に知心会のほうから、避難所としても使えます、何とかできますというようなことで、それに対する返答書をいただきました。

その前に、11月2日に要望書が出されて、12月11日に、それに伴う回答書を出しました。それは先ほど議員がおっしゃったように、長期の避難所として使えるかどうか、そういういろいろな条件をつけましたけれども、それに対しまして、12月18日に、知心会の役員の方がお2人お見えになりまして、知心会として今後どのように進めたらいいか相談したいということで、市役所にお見えになったそうです。私はお会いしませんでしたけれども、各担当課長が集まりまして対応いたしまして、まず、地元の区長のところに行ってください、地元の区長に説明していただけますか、こちらから区長には電話しておきますということで、地元の説明するようにお話はしたそうです。ただ、そのときには地元の区長のところには行かなくて、ほかの人のところに行ったような話を後ほど聞いております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 1点訂正をしていただきたいんですが、12月11日ではなくて、12月10日です。文書。コピーあります。それは、こういう場所なので正式に訂正をしておいたほうがいいと思います。

今、副市長から話があったとおり、諸条件の答えに対して、今後どのようにしたらいいのかということで相談があって、区長のところに行ってくださいという話だったという副市長の話ですが、それが随分食い違っているんですけれども、知心会のほうでは、市に再三、区長のところに説明に行きたいということの機会をつくってくださいとお願いしても、待ってくれ、待ってくれという話だったということなんです。ですから今の話とは食い違ってしまって、そういうことがあって、知心会が行って説明をする、両区、区長だけか、区民を集めてなのか、それは、それこそ市と協議した上でやらなきゃ意味がない。そのようにやらなかった。もう市は最初からここは貸さないよというか、そういうニュアンスに私は受けちゃうんですけど、今の説明を聞くと、知心会の事業者のほうに地元に対して説明してくださいと、そういうことを言ったと。言った、言わないになっちゃうと、全然証拠書類ないので、その辺は話はしませんけど、言ったということであって、その間3カ月だった、1月から回答が出る4月まで。その3カ月の間に、もしそうであれば、知心会のほうは、この事業を千葉県とも今協議しながらやっているということです。すぐにでも私は行っていると思うんです。その場所も、市が対応しなければ自分たちでつくっていると思うんです。ただ、やはり知心会としては、市の土地であり、市の建物である以上は、やはり市と同じ対応をしていただきたいという要望を出していたということなので、今、副市長からだ、区長のところに行って説明してくださいと言ったということですが、その辺のことについては、私が知心会から聞いている話とは非常に違うん

です。もう一度お聞きします。待ってほしいと対応していたのかどうか。再三と言われました。以上です。副市長お願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。今のご質問にお答えする前に、先ほどの市のほうからの回答文書は12月11日付でございます。当初、議員おっしゃるとおり10日付で文書を出しましたが、その日がたしか休みの日でしたので、即、翌日ですか、観光商工課長のほうが新しい文書を打ち直しまして施設のほうに届けております。そういったものでご理解をいただきたいと思います。

それと、施設のほうで、市のほうで、地元への説明を待ってくれと。施設のほうは、先ほど議員おっしゃいましたように、市に対する返答の中で、長期的にも施設として使います、1階エリアを開放できますというお話でした。ただ、地元は、先ほど申しましたように、12月のお話があった時点で私が両区長に電話したときには、市としてどうしても必要な施設なのか、市が計画にあってどうしても必要であれば区としても総会を開いたり、みんなで相談するけれども、それ以外は、区民が万一のときに避難する場所になっているので、それを区としては貸さないでいただきたいという当初お話がございました。そういった意味で、市としては、当初の段階は区のほうはそういう意見だよということは把握はしておりましたが、しかし、12月議会でもやはり障害者施設の必要性については議員もおっしゃられましたので、市としても十分検討する必要があるということで、いろいろ施設ともやりとりをしました。その結果、1月10日付で施設のほうから長期的にもお貸しできますよということだったんですが、ところが、いろいろ内容を検討してみますと、果たして本当に万が一のとき使えるのかどうか。地元の人が心配しているように、仮に津波が来たときに、施設の予定ですと、あそこに障害者と職員を含めて190名ほどの方がそこで作業をしていると、通所になりますので、泊まりはありませんけれども、そこに避難していったときに、果たして避難できるのかどうか、スペースがあるのかどうか、それを非常に心配しております。

もう一点、最初から、例えば大規模災害があって住民の避難場所として半年や1年、場合によってはもう少しかかるかもしれません、仮設住宅がつくれるまでの間はそこで避難を続けるかもしれません。そういった場所を果たして社会福祉施設として認可がおりるのかどうか、そういう疑問もありました。

もう一つ、障害者といっても、当初の施設のほうの説明ですと、勝浦市の障害者だけではなくて、あそこは行川アイランド駅がありますので、近隣の市町村からもかなり通ってくる。そうしたときに、ご存じのとおり、各市町村から、保護費といいますか、給付費を施設側は受けて、それで委託を受けて障害者を訓練をしていると、そういった中で、勝浦市民のために、避難するために半年も1年も、そういった障害者の通所をストップできるのかどうか、その辺も非常に疑問がありました。

もう一つ、施設を改修する場合に、補助金等も使ってというお話もございました。国庫補助、県費補助を使って施設を改修したものを、その施設に勝浦市の都合で半年も1年も本当に避難所に使えるのかどうか、そういういろいろな課題が見えてきました。

本来ですと、その課題について役所の中でも協議した結果、それを十分踏まえて知心会のほうにもう一度文書でその辺を細かく、どのように対応するのか、もう一度聞くべきじゃないか

という意見もございました。しかし、その間、何度か地元の区長とお会いする機会がありまして、地元として確認しますと、冒頭言ったように、地元としては避難所としてどうしても残してもらいたいというお話がございました。そこで、今言いました施設側のほうに、今あったいろいろな課題についてもう一度精査をしていただいても、これは結果的には、いろいろ時間をかけても、やはり地元が納得していただかないと、市としてはお貸しできない。これは障害者施設だから云々ではなくて、例えば市の公共施設をつくる、あるいはほかのところにお貸しするについても、やはり地元の承諾はどうしても必要であるというふうに市は捉えております。したがって、何も使っていなければ別ですけども、地元が避難所として使っているところを市がお貸しするのは、それ相当のよほどの精査が必要だということで、それを検討中でしたので、もうしばらくお待ちいただきたいということだったんですが、2月ですか、3月ですか、施設のほうで、許可申請の都合もあるので、借りられるか、借りられないか、それをはっきりしていただきたいということで、再度地元の区長のところに向って確認した結果、地元としてはどうしても残していただきたいと。今日も地震がありました。新聞等でも、この房総沖の地盤がずれている、地元はやはり非常に津波の心配をしていますので、市としては総合的に判断して、お貸しできないということで回答したまででございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 市側の対応はそういうことだということで聞きましたけれども、今2点ほど出てきたんですね。庁内でも協議したときに、知心会からの要望に対する回答についてもう一度協議すべきではないかということもあったということと、どうしても地元の承諾が必要だということが、2点出ました。もう一つは、施設について市としても必要なかということになってくるんですが、整理して聞きたいのは、なぜ知心会の意向を、文書だけではなくて、庁内協議しているのであれば、庁内協議の場に知心会も来てもらって具体的に知心会の考えを聞いても、私は当然あるべきかなと思います。もう一点は、地元の承諾はどうしても必要。それは地元として今使っている部分については、市の地震対策の一つ流れの中では、その場所は大事な場所です。特に浜行川の住民にとっては、まず一時避難場所としての場所を確保しなければならないということで非常に大事な場所ですので、そのところが、事あったときに、そこから長期間にわたって利用できるのかどうかは、仮に貸したとしても、借り受け側と十分協議をすれば、その辺については解消できるだろうと私は思います。

実は、それから少したって、平成30年3月に、新しく第5期勝浦市障害者福祉計画というのができました。それは5期になりますので、その前は第4期がありまして、それは平成29年度まであります。新しい計画に何が出てきたかというのを副市長、市長は当然ご存じでしょうけれども、この新しい計画の計画策定に当たってというところについては、障害者福祉計画は、国の法律の改定もあって、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標を定めなさいということでもあります。それは何かというと、目標を定められているんです。地域生活支援拠点等の整備、これは今年度から始まる勝浦市の新しい計画ですね。その中に、まさにこの知心会がやろうとしている福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等を通じて平成32年度中に一般就労に移行する人の目標を定め、そして、その事業所について検討するというふうになっていまして、現在市内には就労移行支援事業所はないため、第5期期間中に新規事業者の参入を促進し、平成32年度末に就労移行率を高めるということになっています。この新規事業者の参入を

促進しということは、新規事業者というのはどういうものを言っているのかお答えしてください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。吉清福祉課長。

○福祉課長（吉清佳明君） お答えいたします。今議員が言われた障害福祉計画において、確かに就労支援事業者を確保できるように夷隅圏域市町と連携をとりながら事業者の参入を促すということの記載があります。この事業は、あくまでも主体は事業者でありますので、市としては、そういった新規参入を希望する事業者であるとか、事業を拡大する事業者であるとか、そういった事業者に対して、でき得る限りの協力であるとか、支援とか、そういったことをしていくということでありますので、新規事業者がどういった事業者かということについては、あくまでも、今言ったとおり、主体は事業者ということですので、そういった希望のある事業者に対して応援していく立場ということであります。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） できたばかりで、課長も異動したばかりで今大変でしょうけれども、副市長に聞きます。就労移行支援事業所、勝浦市はない。だけど、この計画によれば、そういうものも今後検討しますよということになっています。そういうことからして、実は知心会の思っていることは、まさにこの就労移行支援事業所の一翼を担う事業所です。そこの事業所の参入を促進するという事に計画書はなっているんですから、これは去年12月のときにはまだ出ていませんでした。改めてこの3月に出された計画の中にそういうことが文言として書かれています。3年間の計画のうちにそういう事業所を市としても検討するというふうになっていくんだろうと思いますし、本年7月1日に、本当に小規模でありますけれども、就労支援施設が勝浦市にできます。かけはしという名称の就労移行支援施設ができるということを承知していますよね。そういうこともありまして、私としては、今後において、先ほど市長、副市長からの答弁もあって、いろいろ検討して、結果的には行川区、大沢区長の理解が得られなかったということで、その事業所が入ることについて、今までどおりでいいですよということについて、何ら事業者はその協議の中に入っていないので、私は改めて一度、2回目できないという回答をしています。今後において、大沢、行川区に対して、この要望事項と、あと、仮に元行川小学校を貸与できた場合の事業の進展、そして、地元区とのことについて、説明、また意向を確認する機会を与えることが必要ではないか、また、そういう説明機会をつくってもらいたいと思うんですが、改めてそのところをお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。障害者福祉計画、市のほうが障害者施設を否定するものでは全くございません。市内に1カ所、今、就労支援施設、知心会のほうで、勝浦中学校の北側、国道297号沿いに、JRの線路が通っておりますが、そこに今建設中であることは十分承知しております。これは立派なものができて市内の障害者が通えればというふうに望むところでございます。ただ、元行川小学校につきましては、現在行政が使っている施設を貸すとなったときには、先ほども何度も申し上げておりますけれども、やはり地元の理解がないと、避難所をさておいて施設のほうが優先だからということは、今の段階では市はそれは判断できませんので、地元の要望をよく聞いて、それで判断したものです。

それと、もう一度施設と区のほうで話し合ったらどうかということですが、一番最後

に市のほうで市の考えを文書をお渡しした4月12日、この日に知心会のほうから役所に来ていただきまして、経過を全て説明をいたしまして、知心会は納得をしていただいたと考えております。そのときに、12月議会の中でいろいろ議論があったそうですが、市長に大変ご迷惑をかけましたと恐縮をされておりましたので、今、知心会は十分ご理解をしているというふうに判断をしております。ですから、あえてまた、地元としても、もうこれ以上は、結論が出ているんだから話を持ってこないでいただきたいということで、それについては私が言うよりも、鈴木議員、両区長に最近お会いして区長の区のほうの意見はよくご存じだと思いますので、今の段階では市が改めてということは考えておりません。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 今最後に区長と会ってと、会ってきました。そして、聞いたところによりますと、要望書の内容を全く承知していませんでした。そして、4月の十何日かの要望書、副市長から電話だけだそうです。そして区長と会ったのは課長です。課長が行って、こういう結果ですと。市長はただ1本電話が来ただけだということを私は区長から聞いております。そういう対応であれば、最初からもうこれはなし、もう受けないんだということがあるからそういうふうになるのであって、私は、知心会は今言ったように承知しているのであれば、これ以上はもうそのことは申しませんが、今、知心会の幹部の方が来ています。話をちゃんと聞いています。知心会が今日の話を持ち帰るでしょうから、その中で、今言ったことに、そごというか、行き違いというか、あれば、勝浦市と地元区、地元住民等を含めて、この問題はもう一度協議していただきたいというのが私の議員としての要望でございますので、新たにまた知心会のほうから要望があった場合は、ぜひとも前向きに対応していただきたいということです。今、それやれって言ったって、すぐ、はい、わかりましたというような状況ではないようですので、改めて、このことについては、話が出てくれば聞いてもらいたいということで、全くもうだめだよという、そこでシャッターをおろさないでいただきたいということで対応してもらえればと思います。

そうなっていった場合、今度は元行川小学校を緊急避難場所として使えるのかということになります。地元としてはそこを避難場所として使っているんだからと言いますが、建物については昭和54年で新しい建築基準の構造を満たしていないので、まずは耐震に対してのものはなっていないと思います。それと、校庭の管理、今どのようにしているか。私が聞くと、地元の方々と話をすると、草だらけになる夏とかは地元の有志で掃除をしているんだ、市のほうはそんなにいっぱいやってくれないということで、それは地元でやっていると。ぜひともあそこは、何かほかのところで使ってもらって、それが行川区でも一緒になって使えるような施設になってもらえると非常にありがたいというふうなことを何人もの行川区の区民から聞いています。私が12月にそういうことを話したことを知っている方もいます。今のままだと、建物は使えない、庭は草だらけ、それでいざとなったとき本当に避難場所として使えるのか。使えるのであればちゃんとしたものをつくってもらって常に管理をしてもらいたいという要望を受けています。その辺について、建物の耐震と現状の管理を今後どのようにするのか、お伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 質問の途中でありますけれども、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。観光商工課からは、元行川小学校の管理の現状についてお答えいたします。校庭の草刈りにつきましては、職員による年1回の草刈りを行っております。ほかに、地元の方々のご好意により草刈りが行われた際には、その草の処分をしております。それから、別途、校庭の外側に土手がありますけれども、その土手の草刈りにつきましては業者に委託して草刈りをしております。そのほかに、電気、水道、トイレにつきましては、使えるように維持管理に努めております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。先ほども市長より答弁がございましたように、あそこの建物につきましては引き続き避難所また投票所等に使用するというところでございますので、今後は関係課と協議しながら、まずは耐震診断を行ってまいりたい。その結果を受けて、どういうふうに対応していくかは、また検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 元小学校の、既に今、緊急避難場所として指定されている。先ほども地震ありましたけれども、もし今津波が来たら、あそこ使えますか。いかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。津波が来た場合、二通りあります。さほど建物に被害が余りないような地震の中での津波という場合と、建物にダメージを受けるような地震があつての津波ということが、二通り考えられると思っております。建物に余り被害がないという場合におきましては、当然ながら地震が伴うわけですから、必ず建物の中をちゃんと確認した上で安全性が担保されるまでは、当然校庭なりにテントを立てて避難をする必要があると考えます。また、どうしてもダメージを受けた場合におきましては、当然ながらあその場所は使えませんので、校庭等に何らかの処置をして避難という形をとりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 先ほども耐震診断をまずして、それから建物については対応するということですので、それは早急にやるべきものということで受けておきます。

あと、地元の人がやはり草刈りをやっているんですね。年1回職員でということではなくて、それがいつでも使えるという体制をつくるには、ほかにもいろいろやる場所はあるでしょうけど、地元からのそういう要望に対して今後も元小学校は今のままの対応でいくという市の方針なんだろうから、そうであれば、やはりそこにはお金をかけて、それが維持できるように対処することが必要だと思いますが、今後についてはどういう考えなのかお伺いします。

済みません。先ほど観光商工課長が答えられましたけど、これは市の財産ということと、普通財産になっている、なっていないか、今、財産はどこで対応しているのか、あくまで観光商工課であれば観光商工課長で結構です。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） 元行川小学校の施設につきましては観光商工課が管理しているところ

ろでございます。今後の管理につきましては関係各課と相談をした上で、適切な管理に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 私は避難所というものの対応で聞いたものですから今のことになりました。これを長くやってもしょうがないので、最後に1点だけ、元に戻りますが、確認します。副市長の答弁をお願いします。平成30年3月に5期の勝浦市障害福祉計画が策定され、今年度から向こう3年間の中にある地域生活支援拠点等の整備の中で言われているのと、福祉施設から一般就労への移行及び就労支援事業の利用者数の中で言われている、今後市内において就労移行支援事業所については新規事業者の参入を促進するということと、目標に向けては十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、市内事業所はもとより夷隅圏域市町とも連携をとりながら広く情報収集を行い、多様な事業者の参入を促していきますというふうに明記されていることについて、今後3年間で、これについてどのような考えがあるのか、そして、先ほどお話しした知心会については、まさにこの新規参入事業者に当たるのではないかと私は思いますが、その辺も含めて副市長からの答弁をお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。この計画にのっております施設については、先ほど福祉課長の答弁で申し上げましたとおり、各福祉法人等の設置を予定しております。極力、市としても、その設置については協力してまいりたいと考えます。

なお、今回の知心会の元行川小学校跡地の件ですが、先ほどから申し上げましたように、知心会が行う事業については、この計画には沿っておるものと考えております。今現在、勝浦市中学校の後ろにも新たに知心会のほうで施設を建築中だとも伺っております。ただ、元行川小学校はあくまでも避難所に指定してあるものですので、市といたしましては、避難所と施設とどちらをとるかとなりますと、今使っているものを、地元の要望についてはぜひ避難所として残してもらいたいということですので、人命を優先ということで避難所のまま残すということですので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 最後に1点だけ。知心会のほうは、その市の要求に対して100%回答しているんです。そこについては協議をして、避難所として使用できますよ、しかも、耐震等についても、修繕についても、知心会がやりますよということで、市のほうには迷惑かけない中で協議してやりたいと言っていますので、これは、今日のこういう話し合いの結果で市のほうはもう絶対にだめということではなくて、もし知心会のほうからもう一度このことについて協議の申し込みというか、そういうのがあった場合にはどのように対応されるのか、市長にお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今私も聞いていて、副市長が話しているとおりなんですけれども、これはもう、鈴木議員も最初に、私は議員活動として市民福祉のためにいろいろやってきたというようなお話もありましたけれども、どうも聞いていると、鈴木さんは、あくまでも知心会の代理人のような感じを、非常に私はしてしょうがない。私は、知心会は今、一生懸命特養で頑張っています。余りこれではがちがちやると、知心会って一体どういうところなんだ、私はそう思

います。私は、まさに、今、障害者福祉、いろいろなあれあります。だけど、やっぱり避難所、これから津波が来る、こういうところの市民の福祉というのは、生命というのは絶対優先ですから、これは何ととっても最優先すべき。しかも地元の区はそういう形でやっていますし、この間私は知心会の石川さんにも会って、一言も言われません。にこにこして、市長、よろしくお願いします、これだけです。今回のことで、どうぞ市長よろしくお願いしますなんて一言も言われません。この間、カツオまつりでも会ったんです。だから私は、どうも鈴木議員は知心会の代理人、利益を代弁しているだけ、そういうふう聞こえてしょうがない。これは私の感想です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 感想を述べられましたけど、私は受けてくれるのか、くれないのかという話だけですので、受けるのか、受けないか。ということで、副市長が答弁しているということで、私はもう一度話があればお願いをしたいということにしておきます。

それでは、2点目の遊休土地についてですが、それこそまた行川の話になっちゃうんですけど、太陽光発電事業、先ほど市長答弁では8月にもう事業は始まるという確認をしているということですので、それで結構ですが、地上権設定契約書は締結されて、この中の条文は、一々また重箱の隅を突つくとと言われかねないんですけど、確認だけですので、その辺はご容赦いただきたい。締結は平成27年7月6日。ですから来月の5日で丸3年になります。その間に事業ができない場合は解約の手続に入るというふうになっていますが、先ほどの答弁では若干ずれるけど、7月中には認可はおきるだろうという推測の中での話です。それを信じるしかないんですが、その場合、そのようになってもらえば市の土地を有効に活用するということでありましたが、これは仮にの話になっちゃうので言ってもしょうがないんですけど、できなかった場合は解約の手続になるのか、解約については違約金の問題も生じますが、その辺についてはこの契約書にあるとおり粛々と進めるのでしょうか。それだけ1点お伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今議員ご指摘の契約書の中で3年以内に事業に着手できなかったときということで、11条の本契約の解約という欄にございます。地上権者が次の行為を行った場合には一切の損害の賠償を解約金として支払うものとするということで、その行為の一つといたしまして、契約の締結日から3年以内に事業に着手できなかったときということがございます。また、これはただし書きではないんですけども、違約金は必要ない場合は、本事業の実施に必要な許認可等が取得できないとき、または許認可等が取り消されたときというのが違約金の条項となっております。しかしながら、今現在、先ほども市長答弁で、事業者のほうで林地開発の許可の手続とか、地元の説明会とか、こういうことをもう既に進めております。先ほど8月ごろには着工できるのではないかとということで答弁させていただきました。市といたしましては、この状況でございますので、着手という観点からは既にこの事業に着手していると。エジソンパワーとかタカラレーベンに関連もございましたが、着手しているというふうに判断をいたしております。

また、賃料につきましては、この2条につきまして、着工日から発生することとしておりますので、当初では7月から着工という予定で750万円予算計上してございますが、8月ということになれば、多少当初予算とは減額になりますが、現時点では、そのように8月から賃料を徴

収するものと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 市長は民間事業に協力する部分がいっぱいありますので、ここは民間事業ではなくて、市の土地を民間が活用してくれるということでもありますので、土地は勝浦市なので固定資産税は上がりませんけれども、事業ができれば、そこにできる太陽光発電の施設については当然課税される、そして賃貸料が入るということになりますので、ぜひともこのところは強くバックアップは逆に必要ではないかと思えます。

次に、関谷運動公園用地、これはもう取得してから相当年数経過していますし、先ほど23億円とか、相当の金額の算出がありましたが、これを今どうのこうのという時代ではないような気がします。逆に言えば、あそこをそのまま放置しておくのではなくて、ここを市が開発するのは非常に難しいのであれば、それこそ、眺望がいい場所でもありますし、少し虫食いの状態もある、解消されていないように聞いていますけれども、これは民間に売却するなり、そういう方向性というのは検討されてきたのでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。長田社会教育課長。

○社会教育課長（長田 悟君） お答えいたします。先ほど答弁のほうにございましたけれども、28億円ということで、この中の調整池につきましても6億円かかるということでございます。これを今市のほうでどうということは、今議員の言われたとおり相当困難であるということでもありますので、民間の活力等は、そういうものが来れば検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 今回もこのところは土地を取得してから話が出ていまして、運動公園用地といっても、もう運動公園は、北中学校の跡地を活用して、また荒川小のテニスコートもあるし、上野地区が勝浦市のスポーツの一つの拠点となるような今後の方針がありますので、ここを運動公園というのはもう恐らくないでしょうし、ここはやはり、市長が前に自衛隊を使って、そしてまた夷隅川への排水ができない、下への排水もできない、排水困難地だということで、そこから話は進展していませんけれども、自衛隊を使って今さらやる場所でもないのです、これは、ここということではないですけど、公共用地の売却ということで、私はもう出しちゃってもいいんじゃないかと個人的には思うんです。地元で運動公園をつくるからって協力してくれた地主もかなりの人数いると思いますが、そういう方にも改めて、この土地についてはもう既に市としては使用しないところということがどこかで決定されて、その処理をすべきだと思いますが、その方向はいかがでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） 今議員ご指摘の内容も含めまして、今後、市有地活用検討委員会等で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 最後の、駅裏の問題です。駅裏については、市長は以前から、ここは民間の開発の打診があれば市としては協力をして進めていきたいということをお答えになっています。それから、通勤者用の駐車場ということで、一部平ら地を使っていますが、ここはなぜできないかという部分については、当初青写真ができていました。駅の裏に進入する道路、先ほど都

市計画道路の話も出ましたけれども、まずは道路、そして、先ほどの市長答弁では、開発事業者があればそれと一緒にやってやりたいということですが、その前にやはり駅裏を有効につくするためには、道路をどうしても先に市のほうで、ここには私はそういうお金をかけてもいいと思うんですが、それが勝浦市の駅裏の価値を高める一つの方法だと思いますが、まず道路をつくる。それで、先ほど排水の問題も言いましたけれども、道路については、都市計画道路という部分もありますが、私は提案として、もとのバイパス、今の128号のところから尾根伝いに来れば、途中で地権者が、全部市ではないと思いますので、その辺のクリアは必要ですけど、駅裏に道路を通すことは可能ではないかと思いますが、都市建設課長、その辺の、都市計画道路も含めて、裏側に行く道路、これは、線路をまたぐということは非常に高額な金がかかりますので、線路をまたがずに128号のバイパスから通れるような道は建設可能かどうか、判断できますでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。道路を建設できるかどうか、可能かどうかといえば、これは可能だと思われます。ただし、先ほど市長答弁にありましたように、今現在、都市計画道路として、あの周辺には3本の道路が計画されています。ただ、この都市計画道路は、平成元年度に清水建設が当該土地を開発するときの開発計画の中で描かれていた道路を平成9年度に都市計画道路として市の計画に上げたものであります。すなわち、清水建設が当該土地を開発しようとした道路線形に基づいて今の道路の計画があるわけでございます。市長答弁にもあったように、開発計画の中で道路をどのように位置づけていくかということは同時に詰めていかないと、道路をつくってしまったら、後には、その土地はその中でしか開発計画はできませんので、後になって使い勝手が非常に悪くなる可能性もありますので、そういった選択肢を広くするために、個別の具体的な開発計画と同時にやっていくべきものだろうと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） これはあくまでプランなので、勝浦市都市計画区域のマスタープランというのがございます。そのマスタープランの中では、駅裏の位置づけとして、勝浦駅北側地区については、市有地を活用して公共公益施設を中心とした内容で丘陵部の自然環境と調和のとれた新市街地として整備を計画的に進めるとともに云々で、このところに計画されているものを進めていくというふうに書かれているんです。それはあくまでもプランですから、そこまで言われればそうなんですけど、それが長い間凍結されている。そして民間がやれば協力するではなくて、勝浦のこの土地の少ないところを開発していくのは、もうこれは行政の一つ役割だと思うんですが、そこに年数をかけてもやっていくということは、私は必要ではないかと。実際に駐車場をつくただけで、それから何ら手を入れていないし、計画はあっても検討もされていない状況だと思いますが、そのマスタープランに書かれている内容等について具体化していくことが必要ではないかと思いますが、今後、5年計画、10年計画でやっていくという方向で動き出していきたいと思うんですが、その辺についての考えは、市長なり副市長でお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えします。先ほど市長答弁もありましたように、現在の財政状況から

しまして、あそこに道を1本つくるだけでも数億円、恐らく道路をつくって、排水整備、調整池も必要になってきますので、現在の財政状況ですと、議員のおっしゃることわかりすけれども、現時点では無理であると考えております。ですから先ほど都市建設課長も申しましたように、あそこの整備計画にあわせまして道路はつくっていく考えであります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。鈴木克己議員。

○4番（鈴木克己君） 今、整備計画にあわせてつくっていくということですので、もう整備計画できているんですね。ですからそこに対してどのように手当てしていくかということを真剣に考えてもらいたい。ただ単に、あそこ3億円で買っているんですね。その前に、私の記憶ですと6億円の保有税が入って、その後に協議して3億円で買っているということでございます。保有税は、そのときに時代の趨勢の中で保有税がありまして、それを事業ができなかったということで、市は保有税を納入させていますし、その見返りではないですけど、その中で土地を購入していますので、そのときには千葉県に対して、行政が大規模な土地を買うためにはそれなりに必要だという計画書と青写真をつくっています。それはそのときのことで、ただ、その土地を買ったことは、市税で買っていますので、どんなお金の流れであろうと市の税金で買っていますので、それを有効に使っていくための施策を進めていくことは、これは不断的努力が必要だということで、今やったら何億円かかるから今できませんではなくて、将来に向かってそこを計画していくんだということを、改めて考え直す必要があるのではないかと思います。もう一度答弁願います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） 市長答弁でも申し上げましたとおり、国土交通省が主催しました事業にも参加をしまして、いろいろ企業等の意見も聞いておりまして、なかなか現状のままでは利活用が難しいという意見も聞いております。したがって、先ほど事業計画と申し上げましたが、訂正させていただきまして、開発計画と同時に道路のほうは進めたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって鈴木克己議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、寺尾重雄議員の登壇を許します。寺尾重雄議員。

〔16番 寺尾重雄君登壇〕

○16番（寺尾重雄君） 勝浦市の市営住宅は、沢倉梨の木、旭ヶ丘団地125戸、浜勝浦川みなと団地32戸、全体で157世帯であります。入居率は平成28年調査の段階でおよそ84%です。一番古い市営住宅は昭和34年から36年に建設され、約60年近い年月がたっております。老朽化が進み、いまだに浄化槽の設備もされず、くみ取りの住宅であります。入居者の高齢化が進み、独居老人も平成25年の調査で約24%です。勝浦市も市営住宅整備計画で平成31年から建て替えを計画していますが、その内容に関して何点か質問いたします。

旭ヶ丘団地は平成12年から23年の間に35戸、1世帯当たりの建設費は約1,000万円から1,300万円程度で建て替えられ、現在の家賃は最低1万4,300円から最高2万3,000円だそうです。本来、市営住宅の目的は、低所得者、高齢者、障害者、母子家庭を優先的に入居させるための住

宅ですが、実際は家賃の安さから長期居住していたり、世帯収入が20万円以上であったり、入居条件からずれる世帯も多く見られます。若い子育て世代など、安い賃料で入居できるため希望者は多くいると聞いていますが、長期間入居し、入居者の入れ替え等が行われないため、なかなか空きがないという現状です。

そこでお伺いいたします。

1点目に、市営住宅に入居する条件について、審査はどのように行っているのか、お伺いいたします。毎年収入を審査し、長期入居者に対し調査・報告を行っているのか、お伺いします。

2点目に、梨の木団地の老朽化、平成31年から建て替え計画のため、現在新たな入居者を募集していないと聞きましたが、現在、入居希望者にどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

3点目に、旭ヶ丘団地において、平成19年から平成28年までの長期家賃滞納者の滞納総額は165万6,500円であり、その回収対策はどのように行われているのか、お伺いいたします。

4番目に、空き校舎を改築し市営住宅として転用する案、市内空き家、空きアパートを活用する案はいかがでしょうか、市のお考えをお伺いいたします。

2番目といたしまして、勝浦市「道の駅」基本計画（案）について。

勝浦市では、平成27年勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略にあわせて策定した市内全域から7カ所の整備候補地を挙げ、比較検討の上、現在計画をしている国道297号総野・松野地区、松野バイパスに整備することになりました。道の駅は、市町村などからの申請に基づき、国土交通省道路局で登録を行っています。2018年、千葉県内で29駅あり、それぞれの特徴を生かした取り組みが行われており、勝浦市が申請すると30駅となります。地域創生の核、道の駅は、スーパーマーケットなどとの競合ばかりではなく、道の駅同士の競合もでき、地域活性化のためにも戦略的・発展的な運営が望まれます。

勝浦市「道の駅」計画に関して、何点かお伺いいたします。

1点目に、勝浦市内全域7カ所の策定方法についてお伺いします。

2点目に、総野・松野地区が建設の方向になっていますが、国道297号における交通量についてお伺いいたします。また、主要地方道天津小湊夷隅線の交通量に関してもお伺いいたします。

3点目に、松野バイパスは、1工区の完成年度はいつでしょうか。

4点目に、土地の地主の人数、土地鑑定評価の価格についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの寺尾議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、市営住宅問題について申し上げます。

1点目の市営住宅への入居条件及び審査についてであります。公営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を行政が整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

このようなことから、入居者の資格は、原則として、市内に住所を有する者であること、現に同居し、または同居しようとする親族がいること、月の収入金額が15万8,000円を超えないことなどがありますが、いわゆる社会的弱者と言われる障害をお持ちの方や60歳以上の高齢者、

または、小学校就学前の子どもがいる場合などは、月の収入が21万4,000円を超えないことと条件が緩和されます。

なお、浜勝浦のみなと団地につきましては、以上の資格のほかに、漁業の従事の有無を資格に加えております。

入居者の審査は、勝浦市営住宅入居者選考審査会規程に基づいて、副市長を委員長とし、4課の課長で構成する会議により、住宅の困窮度を収入金額、家族構成、援助者の有無など総合的に判断して決定しております。

また、家賃の算定を毎年行うため、収入の調査を行い、収入超過者には退去することを促しております。

なお、入居が長期にわたっている場合においても、住宅に困窮する状況に変わりがなければ、退去を求める理由とはなりません。

2点目の梨の木団地への入居希望者への対応についてであります。当該団地は、平成25年度に策定した勝浦市営住宅整備計画により、建て替えの基本方針が出されていることから、ご質問にありますように、新たな入居者募集を行なっておらず、窓口等でも、梨の木団地に入居したいという希望者はおりません。

3点目の旭ヶ丘団地の滞納家賃の徴収対策についてであります。一括して支払うことが困難なため、分納誓約書を提出し、分割で納付するよう指導しております。

4点目の空き校舎を改修して市営住宅へ転用する件、及び空き家と空きアパートを活用する件についてであります。まず、学校の校舎を改修して住宅へ転用するには、風呂やトイレなどを各部屋に備えつける必要があります。また、改修には建築基準法上の基準が厳しくなることから、工事費が高額となることが予想されます。

さらに、市営住宅となる場所が入居者の日常生活の利便につながる位置にあるかということも考慮されることから、具体的な対象校舎が出た際に検討されるべきものと考えます。

また、空き家と空きアパートの活用につきましては、公営住宅整備の手法に既存民間住宅借上げ制度というものがありますので、この導入を検討する中で活用してまいりたいと考えております。

次に、勝浦市「道の駅」基本計画（案）について、申し上げます。

1点目の市内全域7カ所の選定方法についてであります。この点は、既に2年前の平成28年4月28日の議員全員説明会でも説明させていただいておりますが、国道または県道沿いで、一定規模の土地の確保が想定されます7カ所の土地、1つは国道297号バイパス杉戸地先、1つは国道297号バイパス松野地先、1つは勝浦駅付近、1つは国道128号部原地先、1つは国道128号興津地先、1つは貝掛交差点付近、1つは元行川アイランド交差点付近の7つの候補地を抽出し、上位計画との関連性や観光客の立ち寄りの見込み、地域資源等との連携などの比較検討を行いました。

さらには、地方創生戦略策定推進会議にもお諮りをし、今後の道路網の発達と地区の発展の拠点として、松野地区の国道297号バイパス沿いを整備予定地として選定をいたしました。

2点目の国道297号における交通量についてであります。平成27年度の道路・街路交通情勢調査をもとに申し上げますと、平成27年11月11日、水曜日におきまして、観測地点松野で昼間12時間自動車類交通量では6,960台、24時間自動車類交通量では8,651台となっております。ま

た、主要地方道天津小湊夷隅線では、観測地点貝掛で、昼間12時間自動車類交通量が4,111台となっております。

3点目の松野バイパス第1工区の完成年度についてであります。県の見解では、これまでも用地の取得を行ってきたところであり、今年度につきましても引き続き用地取得を進めていく予定であり、完成年度につきましては、用地取得の状況を踏まえてバイパス整備を進めていくことから、明確な時期は公表されていない状況であります。しかしながら、市としましては、道の駅の整備が1工区の早期完成に向けての推進力になると思いますので、いろいろな機会に国、県へ引き続き強く要望していく考えであります。

4点目の道の駅整備予定地の地権者数及び土地鑑定評価の価格についてであります。地権者は7名、不動産鑑定につきましては、現況・地目ともに田となっておりますが、将来的には、道の駅を整備する予定であるとのただし書きを付して鑑定をお願いをいたしましたけれども、結果におきましては、1反歩約100万円弱の評価が出ております。

以上で、寺尾議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 質問する前に、私も今回、市営住宅については建設課長に資料をお願いしたら、議長を通してやれと言われて、そのまま議長も通さずあれしたんですけれども、議員として、資料なくして、都市建設課長とは意見の相違、資料の食い違いもあろうかと思いたすけれども、市長が常に議会で最後に言うように、皆さんの意見を基礎に勝浦市運営をするんだという中で、今回私も腹の虫がおさまらない中で、まず市営住宅について質問いたします。

今、市長の答弁の中で、1番、2番、3番はわかるんですけど、結局、2番目の、募集をとめている。とめているから梨の木を借りたいという人は来ないのか、それに伴う、住宅困窮者は、どれだけ、どうなっているのか、もし数値的にわかって、全くないのか、今の現況で済むのか。今日の地震でも、全ての問題は人の命が最優先の中で、この耐震も行われていない36年のものが、そちらの計画書の中では、平成35年までに住宅をつくるんだという市営住宅整備計画、平成26年3月に出されている資料にある中で、衣食住の中で、住むところは大事な話の問題を、このまま、市長の今の答弁もあるんですけど、いつから、どのように、もう来年は平成31年、そういう中で、まだ全く見えない状態です。まずそれが1点、お答え願いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。入居希望者数を聞かれていたようですが、梨の木団地の建て替えということでお答えいたします。ご質問にありましたように、勝浦市住宅の整備計画が平成25年度に策定されました。その中で、梨の木の団地は、今現在80戸あるわけですが、これを72戸と減じ、現地に建て替えるという方針が出されております。この建て替えの時期は、ご質問にありましたように、期間といたしましては、平成30年度までが準備期間、平成31年から平成35年までが建設期間ということで計画はなっておりますが、この建て替えの方針が出されたときに、建て替える手法といたしまして、直接建設する手法、買い取りによる手法、借り上げによる手法、PFIを使っていく手法、この4つの手法を検討し、建て替えに進めていくという方針が出されています。先ほど申し上げた平成31年から建て替えていくというのは、直接建設していく手法をメインに考えられたものであり、実際に財政的な裏づけ等考え

た場合、市の財政負担は、社会資本整備総合交付金が50%充たるとはいえ、72戸建てるためには8億円から9億円、そのくらいの費用がかかるのではないかと思います。

この手法を検討するに当たり、当課といたしましては、既存民間住宅借り上げ制度、これが可能であれば、勝浦市に今あるアパートなり、空き家なり、これが活用できることになりますので、市の財政負担はかなり減るのではないかと考えておまして、平成30年度予算にこの既存民間住宅借り上げ制度の、可能なかどうかという調査業務委託の予算要求をしたところですが、今年度におきましては、他の事業との兼ね合いで予算化されなかったものであります。

いつ建て替えというのは、まずこれの手法検討が済んでからでないとい具体的には入れないものと思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 今の説明で、わかりました。その辺の検討も、建て替えを全部見たとき、8億円、9億円、10億円ですか、そういう話になるのかなと思うんですけど、確かに今の、駐車場、駐輪場、黒潮の中であれば、そのアパートの改修、昨日の市長答弁でも、国際武道大学の人数が減ってきていると。私もその辺の認識はしているんですけど、その辺の、市民に対する、固定資産入っていても、学生は入ってこない、あるいは空き家はある、そこで駐車場完備まで、都市部であると駐輪場、駐車場の完備までしたものが、市営住宅だという方法論もある中で、その1つを検討をしても、私も実際計算はしました。例えば6坪のアパートを2戸1にした場合は12で済む。2DKだと十二、三坪で済む問題で検討すると、それを民間から借り上げ、家賃保証をどうするかを検討までしたときに、確かにそれが有効利用じゃないかと。私の考えでは、その辺のことを今後進めていただくことができるのか。今の課長の答弁でも、その辺の大枠の問題は私も今聞きました。ただ、今後の庁内会議、あるいは方針の中で、その辺を果たしてどのようにするか。

もう一点、空き教室。私の言っているのは、市長答弁の中でも、空き教室の条件のいいところというのは、前回の私の質問の中でも、勝高の手前の棟、あるいは後ろの棟で、学校の床面積、1スパンの床面積は大体7メートル掛ける8メートルで、それを改修し、ましてRCの耐震も行われている中で、そういう住宅の基準法というのは、廊下が木造壁なのか、それは基準上も耐火的には問題ないという手法の中で、その辺の空き教室の使われ方はどうなのかということです。その辺の費用対効果を考えた場合に、ベイシアは近いし、役所にも近い。梨の木団地をつぶして建てるのであれば、その辺の支障の検討も必要ではないか。そして、徳島県の勝浦郡の上勝町ですか、そこではもう十何年前から住宅として使っているんです。みんなの廃校プロジェクト50選の中でも、実際私の調べた中で使われているものがある中に、その活用方法、先ほど来から廃校、行川アイランドの問題は利益誘致なのか何なのかという話も出ましたが、そういう問題じゃなく、勝浦市も廃校をこれからどのように使っていくかという話の中でやっていただいて、若者が住めて、市長は、私も同感ですけど、人口が少なければ、所得をどのように上げて、若者がこのまちでどのように生活できるかという問題であれば、その辺の応援もしなければいけないのかなと思う話であります。そうした中で、今の空き教室の問題、そして、再度借り上げの問題をお伺いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。空き校舎を住宅として改修していく、これは市長答弁にもありましたが、各教室を区割りして、そこにお風呂であったり、トイレであったり、台所であったりを個別改修していくとなると、かなりのお金がかかってしまって、新しく建てたほうが安いかもしれないものがあると思います。ご質問にありました若潮高校の校舎を改修して住宅ということですが、若潮の校舎は昭和42年に建てられて、かなり古いものであります。耐震補強したというのは、あそこは地震に対しての一定の強度があるというだけで、建物自体の老朽化をとめるものではありません。なので、これを今から住宅としてやっていこうとする考えはございません。

それと、これは平成27年に一般財団法人地方自治研究機構というところが、市町村における廃校施設の有効活用に関する調査研究というものを出版しております。この中で、廃校施設が活用されない理由というのを挙げてあるんですが、その1番には、地域等からの要望がないことであります。今回、勝浦においては、住宅に対する要望、最初の質問でどのぐらいの入居希望があるのかということ、途中で質問がなくなってしまったから言っていないんですが、平成29年に要望があった申し込み件数は11件です。それと、平成28年にあった申し込み件数は5件、非常に多いとは言えない数であろうと思います。このような住宅に対するニーズに対して、空き校舎を、どのぐらいの費用になるか試算してはいませんが、かなりの額にいくのではないかと思います。したがって、空き校舎を活用して住宅にするということは、無理であろうというふうに思います。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 今、課長も建設課長で、それなりの技術者もいる中で、では何のために県においても、ほかの自治体においても耐震補強をやっているのか。住宅の荷重というのは平米当たり180キロで、学校というのはその倍ぐらいの荷重なんです。十分成り立つ話なんです。質問状を投げたとき、課長とはもう少し話し合いたかった。そうしたら議長を通して物を言えと言うからこういう話になる。私の一方的な話で物を言わせてもらいますと、トイレをつくる、風呂をつくる、市長答弁でもありましたが、そんなのは当たり前なんです。新しくつくって、それなりのお金かかるでしょう。結局、フロアは同じだったら、フロアをそこに持って行って区分して間仕切りしたら同じなんです。それは言いわけにしか私には聞こえてこない。もっと真摯に、住めるかって。

先ほどの借上げの問題も、私なりに試算すると、20年、確かに先ほど家賃の問題も言いましたが、2万円、施主としては10戸のアパートとしての仮定で物を言わせてもらいます。10世帯のアパート、5世帯並んで、上は3戸1にして、あとは2戸1にして、そして家賃を2万円、3万円に、それは市のほうでどのように補填するか。1世帯今入っていない状態でも、10万円の家賃がここに上がってくる。稼いだものは税込で上げられるでしょう。そこに400万円、500万円の金をその施主に改修として渡したって、157戸改修したって、400万円入れて、まあそれなりの金額になるんだけど、とりあえず40戸、400万円入れると1億6,000万円です。400万円入れた中で、当面、今の数値の、入居、11世帯、5世帯と話もありますけど、とにかく、既存に住んでいる方を踏まえても、平成29年、平成28年で5世帯、11世帯の人が来ている。この人たをどのように扱っているのか。要望がないから、それはやらないんですよ。これこそ、まさに勝浦の住宅に困窮する人たちの話ではないかと私は思うんです。それはできる話じゃな

いかと。確かに新築でつくれば、旭ヶ丘なんか坪70万円もかけてつくっているんですから。当時から私は質問に立っています。そういうものを十分検討していただきたいと思うわけです。

そして、廃校の耐震、何のためにやるか。耐震をやるということは、学会のほうでも、それで済むから耐震で済ませて、今の梨の木、あれしても、I s 値も随分低いわけです。それは課長も見ればわかるように。I s 値低い中で、人命優先というのであれば、もう少しこの辺を、市長の言うスピード感で、どのように作り上げていくか、十分検討していただきたいと思います。答弁は、いいですから。

そして、この住宅問題については、どのくらい、今の条件で、私もそれを電話で聞いたら、何回も言うけど、議長を通して出してくれと。じゃ、ほかの議員が全部議長を通して物をやっているのかと、私はむかつ腹立っているんです、本当のこと言って。

○議長（岩瀬洋男君） 寺尾議員、発言の途中ですけれども、再三再四言われている件ですけど。

○16番（寺尾重雄君） はい、わかりました。そして、課長、この5年間に、市営住宅に対する補修金額というのは、私も予算書をひっくり返しながら調べればいいんでしょうけど、今、年間大体どのぐらいかかって、どうしているのか、答えていただきたい。

○議長（岩瀬洋男君） 午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。市営住宅の過去5年間の修繕、工事、その金額であります。団地ごとに申し上げます。

旭ヶ丘団地におきましては、平成25年度の修繕料12万6,998円、工事費で158万8,445円、平成26年度で、修繕料58万5,921円、平成27年度、修繕料で38万5,877円、工事費で45万9,000円、平成28年度で、修繕料30万7,409円、工事費で388万5,487円、平成29年度で、修繕料136万5,941円、工事費で13万9,860円です。

梨の木団地におきましては、平成25年度で、修繕料246万1,612円、工事費で97万5,870円、26年度で、修繕料259万5,189円、27年度で、修繕料122万3,993円、28年度、修繕料で168万7,335円、29年度、修繕料で34万2,311円です。

万名浦団地におきましては、平成25年度、修繕料で29万8,546円、26年度、修繕料35万5,002円、工事費で259万2,000円、これは解体工事費です。27年度、修繕料4万5,900円、工事費で334万8,000円、これも解体工事費です。28年度、修繕料39万7,223円、工事費で113万4,000円、これも解体工事費です。29年度、修繕料12万8,692円、工事費で369万3,600円、これも解体工事費です。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 資料を出してくれれば、聞きたくなかったんですけど、聞いた以上あれですけど、とにかく、市営住宅も、市営住宅法の中で、私も条例を読ませていただいている中で、確かに修繕費の問題等の話もこの中に書かれ、市長の決裁方法も全部コピーしてきたんです。その中で、アパートは違って、ある程度市のほうでもこの辺の直しをやられている、確かにこれ

貸し損じた面もあるんですけど、そのようにちょっとしたものでも直していると伺っているんですけど、浄化槽が入っていた場合、旭ヶ丘の浄化槽は自分でくみ取りになっているのかな、その辺お答え願います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。旭ヶ丘の浄化槽の保守管理に関しましては、各個人でやっていただいております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 平成31年度からの建て替えを、どのような方向でいくのか、工程的なもの、それをお伺いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。各団地ごとの工程ということになりますと、万名浦住宅に関しましては、これは用途廃止の上、用地は今借り上げておりますので、更地にして返却したいというふうな方針が出ております。

それと、旭ヶ丘におきましては、平成12年から平成23年まで新しく建てた棟数は33あります。この33棟につきましては修繕をしていきながら維持管理に努めていく。それと、古い建物が12棟ありますので、こちらは用途廃止していくという方針が出ております。今現在、住んでいる方、当然出せないのも、ましてや万名浦住宅は漁師の方がいらっしやいまして、そこから出してしまうと漁業権を失ってしまうという方がいますので、これは平成35年が来たときに新たな住宅の手当てを市ができなかった場合、これはもう少し期間が伸びていくものと思います。その意味でも民間の既存住宅借り上げ制度は何としても創設したいと考えています。そうすれば万名浦住宅も既存の、例えば川津地区にあれば、そこに移っていただいて、更地にすることが可能になるのではないかと考えます。

それと、梨の木に関しましては、先ほどお答えしたとおり、72戸に減らして現地に建て替えるという方針であります。これも4つの手法を検討した上で、どれが最も経済的で勝浦に合っているのかを検討した上でやっていきたいと思っておりますので、平成31年にすぐ建て替え工事に表がなっているからといって、それができるかどうかは今後の手法の検討次第であるというふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 確かに今、課長言うように、市営住宅の整備計画の中には手法的なものが幾つか書かれている。私も検討させていただきました。入居者の数が少ないとか多いとかと言われる中で、市営住宅というのは安いから入りたいという人が若者でも多い中で、どこまで予算計上しながら進められ、また、このまちの、強いて言えば小さな活性化の中で、建設業から、また、入居する方も住んでいる、仕事の中で生活していくかということもありますから、早急に検討してこれを進めない以上、耐震の、梨の木に関してもPC板でできている建物ですから、古いから早急に検討してやらなければいけない。地震が来る、来るって常に皆さん思っているし、私も思っていますから、これは早急をお願いしたいと思います。住宅問題については、これで終わりにいたします。

次に、道の駅に関しまして、平成28年4月28日の7カ所の図面は見ています。なぜその7カ所かというのが、先ほど来、なかなか土地も見つからないからそこにしたというもので、この前

の全員協議会するとき、私も質問させてもらっちゃったんですけど、当時の、松野バイパスをつくるとき、七面山の散策路の問題の中で、県のほうでは、もう少し向こうだったような気がするんです。七面山に近い。そういう計画をもって松野バイパスの提案をされたことを、その資料もないんですけど、私の記憶の中に残っています。

まず、面積の問題。1万6,000平米を、あそこの今考えているところでなければならないという条件の中で、あの優良農地、当然、農振を除外し、農転し、最終的にあそこに決まったのは面積を踏まえて決めたんでしょし、ほかのところを見ますと、面積も小さい。だけど、あの松野バイパスの七面山の遊歩道の問題を考えたときには、あのロケーションも私も見に行った中で、ロケーション的にはもう少し向こうだったのかな。その辺は、どうしてこっちになって、一番最初の、今の企画課長はまだそういうことはわからないと思うんですけど、私が議員になったときからこの松野バイパスは出てきているものでありますので、その辺はどうして選定なかったのか。山でもあるし、今、山切っていますけど、その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えしますというか、松野バイパスが当初予定された道路線形は、確かに議員質問にあった七面山よりも奥で、イタミエコテックさんのほうだったと、私もそのように伺っております。それがずうっと凍結されて、また平成26年ぐらいですか、復活したときに今の線形になったものと思っています。これは工事費の問題もあるでしょうし、また用地買収の問題もあろうかと思いますが、詳しいことは、申しわけありませんが、存じ上げておりません。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 平成26年のときに、今の課長の答弁では、こちらに移ってきたと。どうしてそうなのかというのは、面積の問題なのか、お金の問題なのか、七面山には近いだろうし、遊歩道としてだって、松野バイパス沿いにつくるのであればですね、そういう思いで私も質問しているんですけど、わからないものを聞いたって、わかりませんという話になるでしょうから。

それで、道の駅ですけど、昨日も藤本議員も質問される中で、私もこの質問に対しては資料的にもそれなりに、確かに一番近いところは、たけゆらの里です。たけゆらの里は、昨日50万円とか言われていますけど、55万円入っています。売り上げは前年度比で大体4億円です。4億円で、50万円を1人頭で割ると、割り算すれば700円、800円の話でしょうから。そして、人が来ても、たけゆらの里で雇用というのは、パートとを踏まえて、あれは第三セクターで、飯島町長が頭でやっています。そして、利益を還元しているのは、18%か15%は取っています。そしてなおかつ、そこでの年間の利益は1,000万円ぐらいです。費用対効果の問題があって、あそこの工事金額は、たけゆらの里で、たしか全体で4億円であったと思うんです。とにかく、売り上げが、55万人で4億円、1人頭に直しますと800円ぐらいです。ここには組合員数230名、1人頭に直しますと大体100何十万円という話になってくるんですが、全員が全員じゃないでしょうから。

そうしますと、今回勝浦市が、財源措置は当然向こうもあるんですけど、トイレとか、店舗とか。その財源措置は国保から2億2,000万円、県費が5,000万円、そういう話です。勝浦市も3分の1はこようかと思うんですけど、計上的には14億4,000万円の中で、勝浦市の起債と一般会計から持ち出して9億円ぐらいになるのか、それはわかりませんが、ほかのところ、例え

ば、季楽里あさひ、平成27年10月オープンでも、あそこで6億円ぐらいの売り上げで、ここに来る来場者も、実際50万人、60万人の話なんです。道の駅、小さな拠点づくりの中では、あの地域の方々は生活の利便性は当然必要な面もあるんでしょうけど、実際、費用対効果の中で、もう少し規模が、例えば建物を木造でも1億円程度の規模で、前回の予算でもあるように、基本計画の中で2,900万円ですか、そこでもう始まっていようかと思うんですけど、もう少し規模の小さいものでもいいのかなという質問の中で私は思っているわけです。

そして、たけゆらの里とみんなみの里、この近辺で、古いものはあるんですけど、みんなみの里でも、20年前から3億円ぐらいかけて土地を手当てし、今回2億円かけて仕事して5億円前後、そして指定管理に1,000万円払っているのかな、私の資料では。そういう中で、利益というのがどうなのか、地域の雇用創出と、そして物を売る中でやっている話の中で、もう少し木造的なものでもいい、建物規模を、コストをかけないものでもいいのかなというのが私の考えなんです。

そして、話があちゃこちやの話だと思いますけど、実際、魚を売る件に関しても、今マグロがとれない、とっちゃいけない。ここへ魚を持っていく時点で、どのような食材を集め、どのような販売ルートをあれして、どのぐらいの売り上げを見込んでやるのか、企画課長、どこまで、どのようにして。たけゆらの里、50万人入っていますけど、恐らく20対30とか、そういう比率の割合になろうかと思います。そこまで考えて今回の基本計画をしているのかどうか。いろいろな意味で考えて出してもらいたいと思うんです。50万人と、売り上げをどのように考えているか、お願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。議員おっしゃるとおり、大多喜の道の駅ですけれども、平成28年度ですと、総売上、税込みで約40億円、平成29年度で40億4,800万円程度と伺ってございます。来場者数も、昨日も申し上げましたように、平成29年が55万8,000人、平成28年が56万3,000人ということで、私どもが見込む50万人とそうそう大差がないかなと思っています。

あと、売り上げを確保するには、いかに1人当たりの客単価というんですか、売上単価を上げるかというところに力点が置かれるかと思っていますので、例えば、1点当たり高い品物をそろえるですとか、あるいは安いもので多く買ってもらおうとか、その辺の工夫はまた、今後予定しております民間事業者との相談になろうかと思っています。

また、魚類もございますけれども、道の駅だけで召し上がってよろしいのか、あるいは、こちらの街中の飲食店をご利用されるのがよろしいのか、また市全体でもいろいろ議論を賜って、方向性を決めさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 今、課長、40億円と言ったけど、4億円じゃないんですか。私の資料では4億円だけど、数字間違っているのかな。4億円だと思いますよ。

○議長（岩瀬洋男君） 4億円だそうです。

○16番（寺尾重雄君） それで、私の資料の中で、富楽里とみやま、道の駅ちくら・潮風大国、そして、道の駅とみうら、指定管理の中で3,600万円、4,000万円ある中で、勝浦市も、この辺の資産を考えながら基本計画の中でつくっているのかという問題もあるんでしょうけど、ある程度執行部のほうも精査しながらそれをやるべきじゃないかと思うんです。そして、さっきから聞

いているように、売り上げ見込みを、この前の市長答弁の中では、上野と総野で、1億円、1億円、野菜の問題、たしか私は2億円って聞いているんですけど、それをほかから持ってきて売るのではなく、やはり地産地消の中で、どう売るかというのが大事なかなと。そして魚に関しても、地元漁業組合、新漁業組合のほうからどのように入れて売なのか。ただ、感覚的には、魚というのは海の見えるところで売れて初めて魚なのかなというのが私の認識というか、偏見の考えなんですけど、実際、ちくら・潮風王国は、漁業組合とともにこれをあれして、立地条件としては海のすぐ近く、そして、一旦道路を挟んで、その脇には花畑、そういう全てのトータル企画を執行部も考えながらこの計画に行かないと、ただ道の駅で、小さな拠点と地域のスーパーマーケットがわりでいいのかという問題と、競合するものはたけゆらの里ですから、その辺をどう考えているかお答え願いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えいたします。その前に、先ほど大多喜の道の駅の売り上げ、一桁間違えておりました。申しわけございません。

売り上げに関してですが、先ほど地産地消ということをおっしゃいましたけれども、道の駅ですと地産地消はもとより、地産外消ということで取り込んでまいりたいと思います。松野ということですから、里山の中で海をイメージできない中、例えば民間からのアイデアの中で、レストランの床下を、デジタル技術を活用して魚が泳いでいるとか、そういう工夫であれば、お越しいただいた方もある程度そういうイメージを抱いていただけるかと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） それは課長の考えはいろいろあるから別にどうだっていいんですけど、大衆が理解できるものは、私との話はこんな話じゃないですよ、これは勝浦にとっての、市長も当然ながらそれをずうっと企画された中で考えてきている中で、もっと真剣になってやる話なんです。デジタルで泳がすなら、この議場でも泳がせばいいんですよ。課長の考えはわかりました。

そこで、もう一点。当時、平成28年4月28日の全員協議会の説明のとき、今回の議会では、温浴とかアスレチックはなくなったと。この基本計画案の中には、図面を見せてもらったら、ほとんどなくなっています。確かに、昨日の駐車場の問題を踏まえても、要するに民間の企画の中でやるか、これは再検討の中でどのように進めていくかという問題もあるんですけど、土地の問題に関しても、昨日も土地収用法の中でかけていくんだと、農転に関しても、先ほどの話にも、実際、あの田んぼを、当時は優良農地で耕作するために区画をした。そして、あるときに、平成26年ですか、道の駅の問題があつてそうした。売るほうにしても、協議できて、自分たちが米をつくらなくて済むのであれば、市の発展のためにある程度力をかしてもらえないかというのが私の考えなんです。ましてや、土地収用法の中で税金は3,000万円ただになる中で、ほとんど税金払わなく、米はつくらなくていいという私の思いの中の話あるんですけど、そうしたときに、あの周りの7人の地主はそれでいいですけど、その周り、ならない人たちにしてみれば、俺のところもいいなって思う人間もいるのじゃないか。ただ、そこに持ってきたときに、その皆さんの同意がどのくらい取られているか。この基本計画では、1,000万円かけて調査した話の中で、ほとんどの資料をつけ加えて出ているようにしか思えないんです。本当に足

で稼いで、汗を流してこの調査をしたのかという問題が、この基本計画の中に、私はそう見えちゃうんです。実際、どのようにしたらこの道の駅がそこに成り立っていくのかというものは、コンサルタント任せの資料を、建設省だ、国交省だ、ヘチマだって話の中の資料で書かれていますから、実際その辺をどのように詰めているのか。昨日の一般質問の中でも、課長の今の話でもそうですが、ちょっと違うのかなと思うイメージがあるので、その辺、今後どのように考えていくのか、お答え願いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをさせていただきます。昨年策定いたしました基本計画をまとめるに当たりまして、その前に、平成28年に地権者を回らせていただきまして、市はこういう構想でおりますということでお話をさせていただきまして、了承をいただいております。それを踏まえまして、平成29年度、基本計画を策定いたしました。その中で、地元の出店希望が予定される業者へのアンケート調査ですとか、また、地元のまちづくり活動の有志団体ですとか、そういう方々にアンケートで協力をいただきまして、その結果をまとめまして、この基本計画にまとめさせていただいております。それをさらにパブリックコメントということで、5月いっぱいかけまして、市民のご意見を広く頂戴しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 実際、その有志の人たちの、我がまちをどうするかとか当然考えての話だし、もっと具体的に、ここに、何を、どのようにというか、執行部と詰めた話で、大枠の方向性が出ているのかという話なんです。確かにアンケートの問題というのは、この基本計画案の中には多いんです。確かにアンケートは必要なものですけど、それをコンサルタントが出してきてではなく、市の考えをどこまで詰めた話なのかというものが入っていないから聞いているんですけど。私も小さな家庭菜園をやりながら、野菜づくりも大変。ましてや魚も、ここには定置網で、巻き網ないから、単独の網しかない。先ほど来も言ったように、マグロはもう30キロ以下のものはとれない。30キロ以上のものも、この11日で、日本国は、とることの規制がないから、もう1日行ったらとれないんです。マグロがメーンであって。それはクロマグロの件ですけどね。そういうもろもろのものを本気になって考えておかないといけないのかなと思うので私は課長にお願いしているんです。ただコンサルタントが書いたものでこの道の駅をやるんですよという前に、本当に考えないと、市民にとっては、税がそこに入りますから、これ違うんじゃないかということで、再度、野菜から、魚から、調達方法、今も言うように、地産じゃなく外部からと、それは北海道のカニを築地から持ってくれば物は成り立つけど、そういう問題じゃないし、その辺、もしわかれれば、課長、答弁を願います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをさせていただきます。先ほど私が申し上げました中で、地産外消ということは、地元でとれたものをよその人に買ってもらう、そういう意味での地産外消ということで申し上げさせていただきました。私自身、道の駅は、市民活躍の場ということで考えてございますので、広くあそこを、いろいろ活躍の場として活用していただければと思います。昨日も磯野議員から武大生のお話をちょうだいいたしまして、例えば、あそこで武大生がチャレンジショップを出してもらっても結構だと思いますし、その辺はいろいろなアイデアを頂戴して、いろいろ詰めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○16番（寺尾重雄君） 仕事というのは、私の仕事観ですが、遊びじゃないから、生活を、子ども、女房を食わせて、武大生はいいです、武大生は親からの仕送りで、いつだって引いちゃいます。やれる人間が、そこで店をどう張れるか、それはもう背水の陣なんです。そこにリスクをしょって資本を投下して、何事もそうなんです。それはある程度の計算はできても、そこに資本を投下するに当たってはリスクをしょうんです。それを勝浦市がつくったから、その一画を使って商売をやればって、それには、やるほうだって真剣になってやってくださいよの話なんです。コンビニもあるとか、ないとかの総野地区の問題にあっても、セブンイレブン、ローソン、コンビニエンスストア、彼たちは寝ずに仕事をして、1日70万円売るんです。利益は30%しかありません。それを本部にロイヤリティーを取られて、廃棄は全部自分たちがしょう。そういう思いでなければ。コンビニだってやめていく者は多いです。この辺のロードサイド系のコンビニは2億5,000万円から3億円売っています。道の駅たけゆらが4億円。勝浦市はどうなんだという問題まで真剣になって協議しないとイケないのかなと思います。

時間は少しありますけど、余り言っても血圧上がると言われますから、終わりにします。答弁はいいです。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって寺尾重雄議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明6月15日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時53分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問